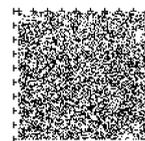


# 区税 ガイドブック

令和7年度版



世田谷区



中学生の **税** についての **作文**世田谷  
区長賞

用賀中学校 3年 鈴木 和花 さん

## 幸せな納税者

私たちが税と聞いて一番身近に感じるのは消費税だ。今まで何気なく納めてきた消費税だが、働けないから収入源のない中学生の私でも払わなければいけないのは、損しているだけなのではと感じる。しかし、税として集められたお金は、健康や生活を守るための社会保障費や道路や建物の整備のための公共事業費、また教育や科学技術発展のための文教及び化学振興費など、私たちが平等で充実した暮らしができるように使われているものばかりである。それが分かっているながらも、「なぜ何でもかんでも税を取る必要があるの?」、「なぜ消費税を8%から10%へ上げる必要があったの?」と疑問に思ってしまう。もし、税を取る仕組みが全くなかったら日本はどうなってしまうのだろうか。高額な医療費は全額負担になったり、学校の建設や教科書の無料配布がなくなり学校に通えなくなる人が出てきたり、道路や橋、線路なども整備されず壊れたまま使えなくなったりする。そのような生活を想像すると私は絶対に暮らせないと思ってしまう。

南太平洋に浮かぶ小さな島国のナウル共和国には、税金が存在しない。かつてリン鉱石の採掘で栄えたため税金が存在せず、20世紀末頃までは医療や教育は無料で結婚時には新居がプレゼントされ、全年齢対象に年金配布など楽園のような国だった。しかし 21 世紀に入った頃から、リン鉱石の

枯渇が進み経済が崩壊し、現在では国民の失業率が90%でそもそも働いたことがない人がほとんどの国になってしまった。税金を取らず楽園のようだったことで経済の急なアクシデントに耐えられずされるがままになってしまったのだと思った。そして日本には、プライマリーバランスをゼロにしようという働きがある。プライマリーバランスとは、社会保障や公共事業をはじめ様々な行政サービスを提供するための政策的経費を税収等で賄っているかを示す指標だ。今日日本は、政策的経費を国債発行し借金で賄って赤字の状況にある。プライマリーバランスが赤字の状況が続けば、最終的には国家予算が組めなくなりナウル共和国のように国が破産するほどの危機に追いやられるかもしれない。そのような日本が想像つくだろうか。私は今の幸せな生活を続けたいからそのようには絶対になってほしくない。

税ありきの生活をしていることやプライマリーバランスをゼロにしようという政策があるからこそ、多くの種類の税があったり増税の必要があったりするとわかり、最初の疑問も晴れた。納税は負担だと考える人も少なくないと思うが、私たちがどれだけ税に支えられて幸せな生活ができているのかを考えてほしい。だからこそ私は、税に感謝しつつ、一人の納税者として暮らしたいと思った。

このガイドブックに掲載されている受賞者の学校名・学年は、令和6年度のもので



# 目次

## 第1章 世田谷区の財政 2

## 第2章 税金について 5

1. 税金の種類 ..... 5
  - ◆税金の区分 ..... 6
  - ◆住民税と所得税の違い ..... 6
2. 主な税の申告と納期 ..... 8

## 第3章 住民税について 9

1. 住民税とは ..... 9
2. 住民税がかからない方 ..... 10
3. 住民税がかからない所得（非課税所得） ..... 10
4. 申告から納税まで ..... 11
  - 1 自営業などの方（普通徴収） ..... 14
  - 2 会社などにお勤めの方（給与特別徴収） ..... 15
  - ◆退職された方は ..... 16
  - 3 公的年金等を受給されている方（年金特別徴収） ..... 18
5. 住民税の計算方法 ..... 21
6. 所得金額 ..... 22
7. 所得控除 ..... 26
8. 税率 ..... 38
9. 税額控除 ..... 42
  - ～ふるさと納税関連情報～ ..... 44～47
10. 住民税を計算してみましょう ..... 49

## 第4章 その他の区税 51

1. 軽自動車税（種別割） ..... 51
2. 軽自動車税（環境性能割） ..... 54
3. 特別区たばこ税 ..... 55
4. 入湯税 ..... 55

## 第5章 納税について 56

1. 納税のしくみ ..... 56
2. 納める場所 ..... 56
3. 便利な口座振替 ..... 57
4. 納税相談など ..... 58
5. 納税が遅れたときは ..... 59
6. 過誤納金の還付、充当 ..... 59

## 第6章 税金の各種証明書 60

1. 世田谷区で発行する証明書 ..... 60
2. その他の税証明書 ..... 60
3. 税金の証明書が必要なとき ..... 61

## 第7章 不服申立 63

1. 主な処分に対する審査請求期間 ..... 63
2. 取消訴訟の提起について ..... 63

## Q&A 64

- ①申告と税額について ..... 64
- ②会社員と税金について ..... 65
- ③パート収入やアルバイト収入のある方について ..... 65
- ④年金について ..... 66
- ⑤世田谷区から転出された方について ..... 66
- ⑥亡くなられた方の住民税について ..... 67
- ⑦令和7年度税制改正による住民税の定額減税について ..... 67
- ⑧税金の証明書について ..... 68
- ⑨ふるさと納税について ..... 69
- ⑩軽自動車税（種別割）について ..... 70

## その他 72

- ◆令和7年度から適用される特別区民税・都民税の主な税法改正 ..... 72
- ◆確定申告書第二表の書き方 ..... 72
- ◆世田谷区への寄附金（ふるさと納税）に関するお問い合わせ先 ..... 74
- ◆世田谷区への寄附（ふるさと納税）の方法 ..... 74
- ◆事業主の方へeLTAX（エルタックス）を利用した電子申告等について ..... 75
- ◆マイナンバー制度 ..... 76
- ◆特殊詐欺などの被害に遭わないために ..... 77

## 窓口のご案内 78

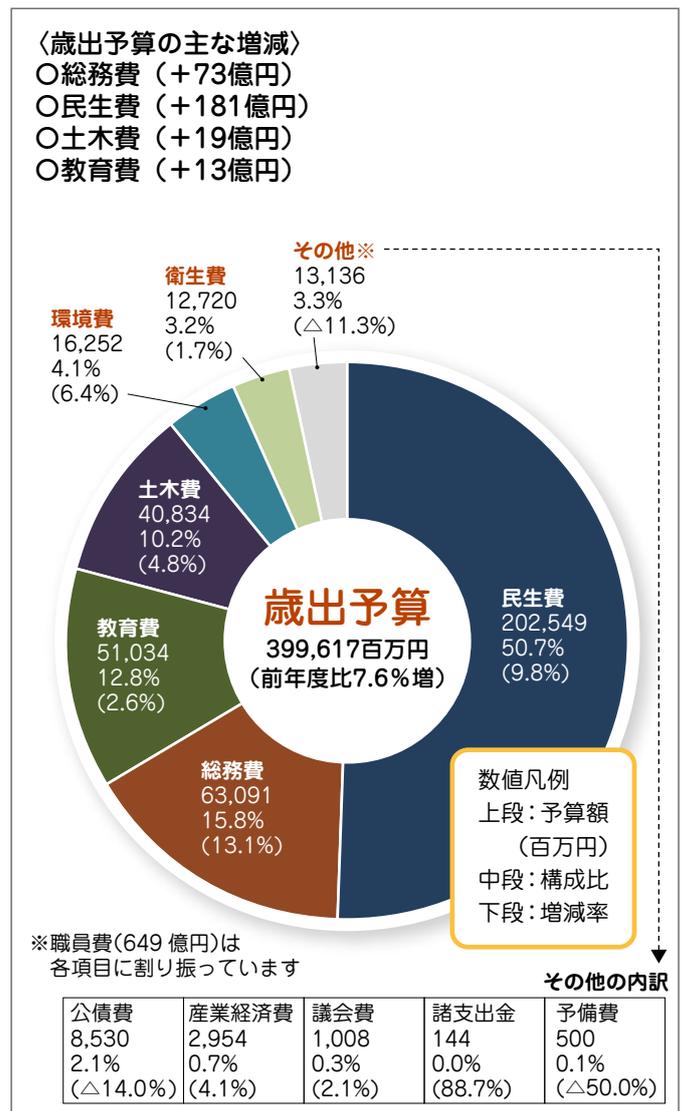
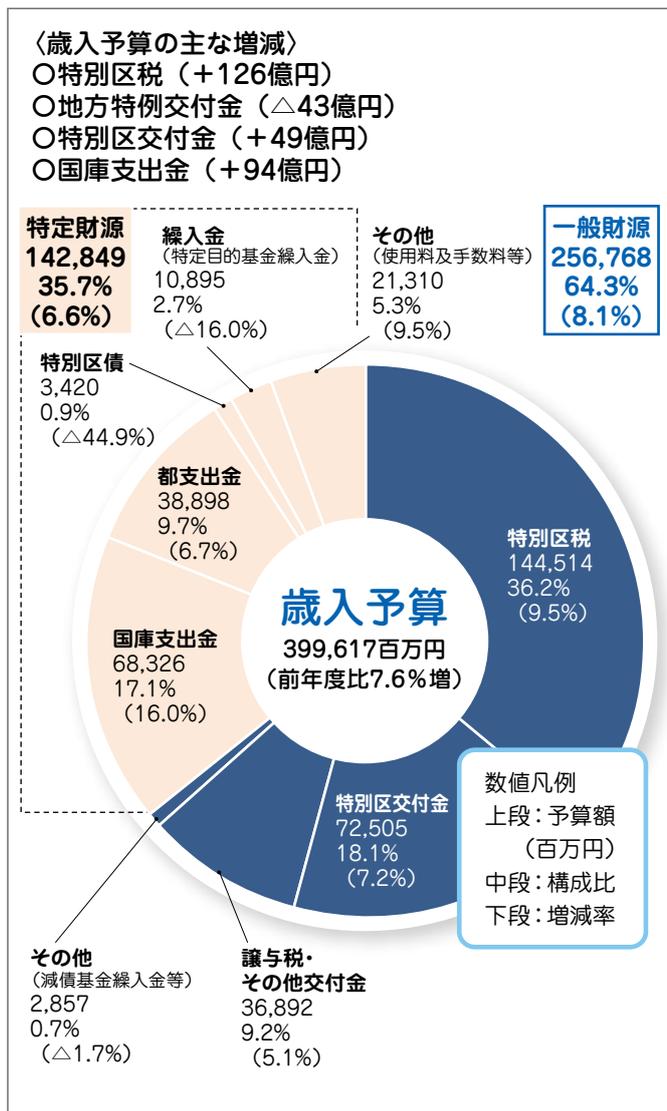
# 令和7年度当初予算のあらまし

## 「学習する都市」推進予算

一般会計当初予算 3,996億1,700万円  
(前年度比 +280億6,600万円、7.6%増)

区では、大規模自然災害への備えをはじめ、社会保障関連経費、道路・公園等の都市基盤整備、本庁舎等整備や区立小中学校など公共施設の改築・改修等、増加する行政需要に対し将来を見据えながら適切な財政運営をしていく必要があります。

その上で、令和7年度当初予算は、区民が学び続ける環境の整備と参加と協働による地域全体での学びを進める、「『学習する都市』推進予算」として編成しました。



※グラフの数値は原則として表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

## 「学習する都市」推進予算

### 一般会計予算額

3,997 億円

#### 重点分野の主な取組み

##### 子ども・若者

###### 主な事業

◆子どもの意見表明と参加・参画の取組み ..... 0.4億円

◆せたがや若者フェアスタート事業 ..... 0.5億円  
寄附金を活用した児童養護施設等を  
巣立つ若者などへの支援

##### 環境・リサイクル・みどり

###### 主な事業

◆等々力溪谷の保全・再生 ..... 0.5億円

◆UCHIKARAプロジェクト ..... 0.5億円  
家庭での脱炭素行動の推進 など

##### 教育

###### 主な事業

◆区独自教員の配置による教育の質の向上 ..... 0.3億円

◆配慮を要する児童・生徒への支援（インクルーシブ教育の推進） ..... 11.4億円

◆学びの多様化学校等の開設準備 ..... 7.5億円

##### 経済・産業

###### 主な事業

◆せたがやPayを活用したポイント還元事業等 ..... 3.4億円

◆産業活性化拠点（HOME/WORK VILLAGE）の開設 ..... 1.1億円

##### 健康・福祉

###### 主な事業

◆福祉人材の確保・育成・定着支援事業 ..... 3.1億円

◆医療的ケア児・重症心身障害児（者）の受け入れ促進 ..... 1.6億円

##### 都市整備

###### 主な事業

◆災害に強い都市基盤（都市計画道路など）の整備 ..... 63.5億円

◆公園・緑地の整備 ..... 59.2億円

##### 災害・危機管理

###### 主な事業

◆在宅避難（マンション防災）の推進 ..... 4.0億円  
マンション内での共助を促す備品（資機材）を供与 など

◆住まいの防犯対策サポート事業 ..... 2.0億円  
住まいへの防犯設備の設置又は防犯対策物品の購入に対する支援  
補助上限：4万円 補助率：10/10  
申請開始：5月15日  
対象物品：防犯カメラ など

##### 人権・コミュニティ

###### 主な事業

◆犯罪被害者等支援事業 ..... 0.3億円  
犯罪被害を受けた方、ご遺族やご家族への経済的支援 など

◆困難な問題を抱えた女性への支援 ..... 0.2億円  
悩みや困難を抱える若年女性が安心して過ごせる新たな居場所の設置に対する支援 など

◆地域コミュニティの担い手づくり事業 ..... 0.3億円

# 1 ふるさと納税制度で区民税が他自治体へ流出しています

## \*ふるさと納税制度とは…

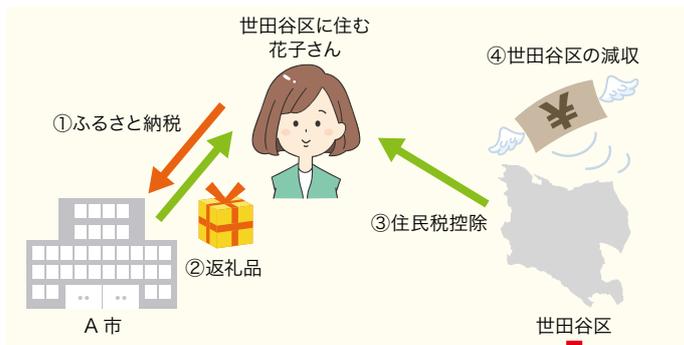
ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体の様々な取組みを応援する気持ちを形にする仕組みとして、創設されました。

地方自治体へ寄附をすると、寄附金額のうち2,000円を超える部分について一定の上限まで所得税、個人住民税から全額が控除されます。

## なぜ、ふるさと納税制度で世田谷区の税収が減るのでしょうか？

ふるさと納税をした際の仕組みを追ってみましょう。

- ①世田谷区に住む花子さんは、A市にふるさと納税を行いました。
- ②花子さんは、A市から返礼品をもらうことができました。
- ③翌年、花子さんは世田谷区に、ふるさと納税制度による控除を申請し、住民税が減額されました。
- ④世田谷区にとっては、**その分が減収となります。**



これでは、返礼品をもらった花子さんはもちろんふるさと納税をしていない人も全員が、居住する世田谷区の減収による住民サービスの低下の影響を被ることになります。区が行う福祉サービスや学校や施設の運営、道路や公園の維持管理等は主に区民の皆さんの税金で賄われています。

住民サービス  
低下の恐れ

## 2 区民税の減収の状況

上述の仕組みにより、令和6年度は**110億円**を超える区民税が流出しています。この金額は年々増加し、区の財政を脅かす大きな負担となっています。

### 区民の皆さんの暮らしを守るためにも、

### ふるさと納税について

### 立ち止まって考えてみませんか？

## 3 世田谷区にも、ふるさと納税

区では、子どもや福祉、スポーツなど様々な分野の取組みにふるさと納税(寄附)を募っています。

区民の方が区にふるさと納税をした場合も、税金の控除対象となります。

制度上、区民の方に返礼品をお贈りすることはできませんが、税金の使い道の一部を皆さん自身で決めることにつながります。



心のふるさととは、今いるココ



詳細は区HPから↑

令和6年度は、区内外から10億3,000万円を上回る寄附をいただきました。いただいた寄附金は、皆さんの暮らしをより良くするための各事業に活用していきます。



## たくさんの寄附をありがとうございます!

寄附を活用する事業について、74頁でご紹介しています。

●寄附金額控除に関する詳細:44頁 ●寄附先お問い合わせ一覧・お申込み方法:74頁

## 1 税金の種類

### 地方税

※地方税と国税、直接税と間接税、普通税と目的税の考え方は次頁「◆税金の区分」参照

特別区税  
(世田谷区の税金)

特別区民税(個人)

その年の1月1日に世田谷区に住んでいる住民に課税され、地域サービスに係る費用の共同負担という性格をもっています。(世田谷区に住んでいなくても、区内に事務所・事業所または家屋敷がある方は課税されます。)

軽自動車税  
(環境性能割・種別割)

環境性能割… 三輪以上の軽自動車を新車、中古車を問わず取得した人に課税されるもので、課税標準である取得価額に対し、環境性能に応じた税率(0~2%)を乗じて算出します。  
なお、賦課徴収は当分の間、東京都が行うことになっています。

特別区たばこ税

種別割… その年の4月1日現在に世田谷区を定置場とする原動機付自転車(バイク)や軽自動車を所有することによって課税されます。

入湯税

区内で販売されるたばこの消費に対して課税され、価格の中に含まれています。

区内の鉱泉浴場の入湯客に課税されます。

### 都 税

普通税										目的税						
都民税(法人)	都民税(個人)	事業税(個人・法人)	地方消費税	不動産取得税	都たばこ税	ゴルフ場利用税	自動車税(環境性能割)	自動車税(種別割)	軽油引取税	鉱区税	固定資産税	特別土地保有税	狩猟税	事業所税	都市計画税	宿泊税(法定外目的税)
都民税相当分	特別区民税相当分															

は市町村では、市町村税として課税しますが、東京23区では都税として課税しています。東京23区では、特別区民税(個人)と都民税(個人)を合わせて「住民税」といいます。

### 国 税

#### 直接税

復興特別所得税	所得税	法人税	地方法人税	特別法人事業税	相続税	贈与税	森林環境税
---------	-----	-----	-------	---------	-----	-----	-------

#### 間接税など

消費税	酒税	国たばこ税	たばこ特別税	揮発油税	地方揮発油税	航空機燃料税	石油ガス税	石油石炭税	自動車重量税	印紙税	登録免許税	電源開発促進税	とん税	特別とん税	関税	国際観光旅客税
-----	----	-------	--------	------	--------	--------	-------	-------	--------	-----	-------	---------	-----	-------	----	---------

復興特別所得税 東日本大震災からの復興のため、特別措置法が施行され、復興特別所得税が創設されました。

- ・平成25年から令和19年までの各年分
- ・復興特別所得税額 = 基準所得税額 × 2.1%

※基準所得税額は、所得税額から、所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の金額です。

※詳細は、管轄の税務署(80頁参照)にお問い合わせください。

## ◆税金の区分

税金は主に、次のように分けることができます。

地方税	地方自治体に納める税金
国 税	国に納める税金
直接税	税金を負担する人が納税義務者である税金
間接税	税金を負担する人と納税義務者が別である税金
普通税	一般的な財源にあてられる税金
目的税	特定の目的にあてられる税金

## ◆住民税と所得税の違い

個人の所得に対して、**住民税と所得税**の2種類の税金がかかります。ここでは住民税と所得税の違いを表にしてみました。

	住民税	所得税				
対象所得	<b>前年所得</b> 前年の所得に対して課税されます。	<b>現年所得</b> その年の所得に対して課税されます。				
課税方法	<b>賦課課税</b> 特別区民税・都民税の申告書、所得税の確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書などの各種資料に基づいて世田谷区が税額を計算し課税します。	<b>申告納税</b> 納税者が、1年間の所得とその所得に対する税額を計算し、申告して源泉徴収された税額等との過不足を精算します。 (確定申告) また、給与所得者の場合には、その支払者が支払時に税額を徴収し、年末に精算します。(源泉徴収と年末調整)				
納税方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通徴収 6月・8月・10月・翌年1月の4回で納付します。</li> <li>・給与特別徴収 6月から翌年5月までの給与から毎月差引かれ、勤務先(会社)などが納入します。</li> <li>・年金特別徴収 公的年金の支給額から差引かれ、年金支払者が納入します。</li> </ul>	所得の種類によってはその支払いを受ける際にその金額に応じて源泉徴収され、その後、年末調整もしくは確定申告して精算します。				
均等割	<p style="text-align: center;"><b>有</b></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特別区民税</td> <td style="padding: 2px;">3,000円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">都 民 税</td> <td style="padding: 2px;">1,000円</td> </tr> </table> <p>・均等割の特例期間における税率(9頁参照)</p>	特別区民税	3,000円	都 民 税	1,000円	<b>無</b>
特別区民税	3,000円					
都 民 税	1,000円					
非課税制度	<b>有</b>	—				
申告書	<b>特別区民税・都民税申告書</b>	<b>確定申告書</b>				

※住民税にも一部例外的に、現年度課税となるものがあります。  
 ※所得税および確定申告の詳細については、80頁をご参照ください。  
 ※森林環境税(1,000円)は住民税の均等割と併せて徴収します。

## 住民税と所得税の所得控除額の違い

所得控除の種類		参照頁	住民税	所得税	住民税と所得税の人的控除額の差
人的控除	基礎控除(限度額)	37頁	43万円	48万円	5万円
	配偶者控除(限度額)	34頁	33万円	38万円	5万円 <sup>(※1)</sup>
	老人配偶者控除(70歳以上)(限度額)		38万円	48万円	10万円 <sup>(※1)</sup>
	配偶者特別控除(限度額)	34頁	33万円	38万円	5万円 <sup>(※1)</sup>
	扶養控除 一般(16歳以上)	35頁	33万円	38万円	5万円
	扶養控除 特定(19~22歳)		45万円	63万円	18万円
	扶養控除 老人(70歳以上)		38万円	48万円	10万円
	扶養控除 同居の老親等		45万円	58万円	13万円
	障害者控除 普通障害者	36頁	26万円	27万円	1万円
	障害者控除 特別障害者		30万円	40万円	10万円
	障害者控除 同居特別障害者		53万円	75万円	22万円
	寡婦控除	37頁	26万円	27万円	1万円
ひとり親控除	30万円		35万円	5万円 <sup>(※2)</sup>	
勤労学生控除	37頁	26万円	27万円	1万円	
物的控除	生命保険料控除(限度額)	32頁	7万円	10万円	/
	<旧契約>一般分		3万5千円	5万円	
	<旧契約>個人年金分		3万5千円	5万円	
	生命保険料控除(限度額)	32頁	7万円	12万円	
	<新契約>一般分		2万8千円	4万円	
	<新契約>個人年金分		2万8千円	4万円	
	<新契約>介護医療分		2万8千円	4万円	
地震保険料控除(限度額)	33頁	2万5千円	5万円		
地震保険料分		2万5千円	5万円		
旧長期損害保険料分		1万円	1万5千円		

※1 調整控除の計算における配偶者控除及び配偶者特別控除の人的控除の差は以下のとおり。

### ○配偶者控除

所得割の納税義務者の合計所得金額	人的控除差	
	一般	老人
900万円以下	5万円	10万円
900万円超950万円以下	4万円	6万円
950万円超1,000万円以下	2万円	3万円

### ○配偶者特別控除

所得割の納税義務者の合計所得金額	人的控除差	
	配偶者の合計所得金額 48万円超50万円未満	配偶者の合計所得金額 50万円以上55万円未満
900万円以下	5万円	3万円
900万円超950万円以下	4万円	2万円
950万円超1,000万円以下	2万円	1万円

※2 調整控除の計算におけるひとり親控除の人的控除の差は以下のとおり  
母：5万円 父：1万円

□住民税と所得税の所得控除額が同じもの  
雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除

## ② 主な税の申告と納期

月	特別区税	都税・国税
4月	・年金特別徴収仮徴収	
5月	軽自動車税(種別割)納税通知書発付(5月12日) →納期限(5月31日) ・給与特別徴収税額通知書発付(5月16日)	・自動車税(種別割)
6月	・普通徴収、年金特別徴収納税通知書発付(6月10日) ・年金特別徴収仮徴収 ・普通徴収第1期納期限(6月30日)	・固定資産税、都市計画税第1期
7月		・所得税予定納税第1期
8月	・年金特別徴収仮徴収 ・普通徴収第2期納期限(8月31日)	・個人事業税第1期
9月		・固定資産税、都市計画税第2期
10月	・年金特別徴収本徴収 ・普通徴収第3期納期限(10月31日)	
11月		・所得税予定納税第2期 ・個人事業税第2期
12月	・年金特別徴収本徴収	・固定資産税、都市計画税第3期
1月	・給与支払報告書提出期限(1月31日) ・普通徴収第4期納期限(1月31日)	・償却資産の申告 ・住宅用地の申告 ・認定長期優良住宅減額の申告
2月	・年金特別徴収本徴収 ・住民税(特別区民税・都民税個人分)の	・固定資産税、都市計画税第4期 ・贈与税申告(2月1日～3月15日)
3月	申告(3月15日まで)	・所得税確定申告(2月16日～3月15日)

※給与特別徴収の場合は、勤務先(会社など)が6月から翌年5月までの12回、毎月の給与から差引いて、給与を支払った月の翌月10日までに区役所へ納入します。

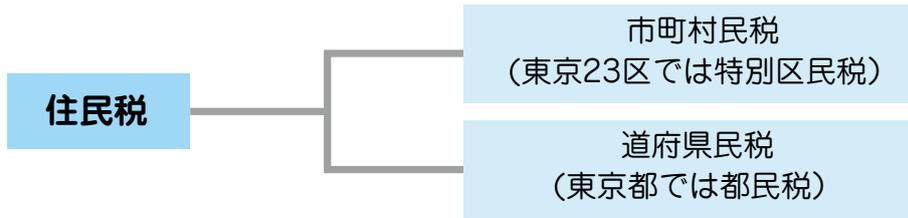
※各納期限が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。

※申告期限が税務署・都税事務所・区役所の閉庁日にあたる場合は、翌開庁日となります。

※年金特別徴収の仮徴収・本徴収については、18、19、20頁をご参照ください。

## 1 住民税とは

住所を有する個人、法人に対して課税される税金を住民税といいます。ここでいう「住民」は、個人だけでなく会社などの法人も含まれます。私たちの身の回りにあるさまざまな公共サービスは、個人だけでなく法人（会社）が活動するうえで、なくてはならないものだからです。**住民税は、一般的に市町村民税（東京23区では特別区民税という）と道府県民税（東京都では都民税という）を合わせたものをいいます。**



※個人の住民税は、区役所で扱っています。

※法人の住民税は、東京23区では都税事務所で扱っています。世田谷区の法人住民税については、渋谷都税事務所で扱っていますので、渋谷都税事務所にお問い合わせください。…80頁参照

### 均等割と所得割

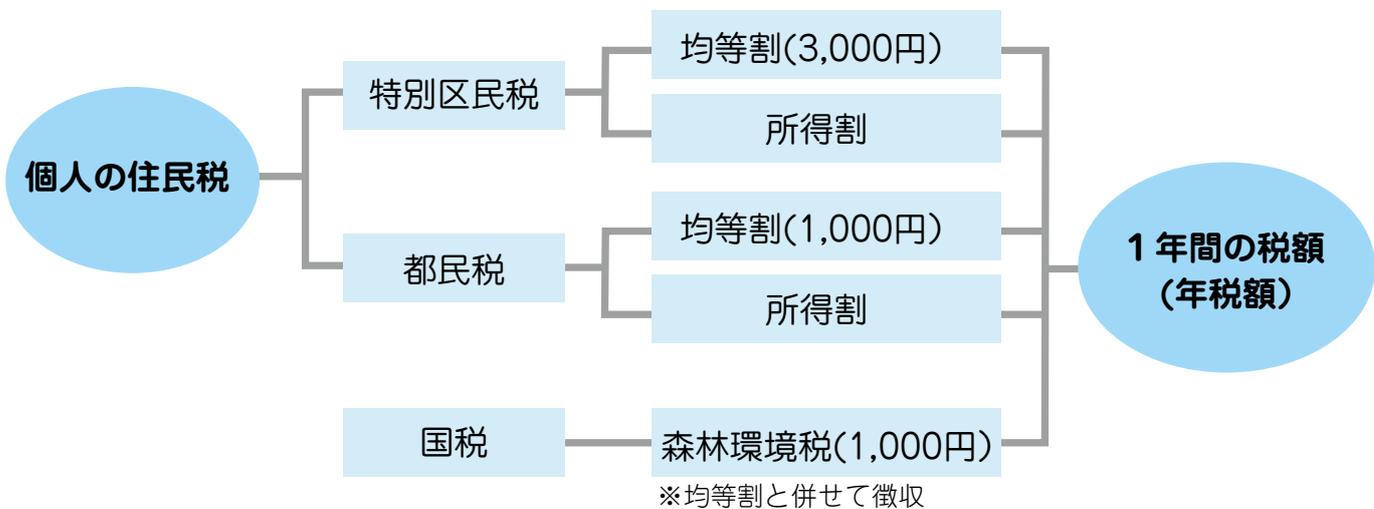
個人の住民税には、**均等割**と**所得割**があります。

均等割と所得割に森林環境税を足したものが**1年間の税額（年税額）**になります。

**均等割**…区内に住所または事業所等を有する個人の方に、行政サービスにかかる経費を広く負担していただく性格の税金です。次頁の2（1）の非課税の方を除くすべての方に負担していただきます。（特別区民税は3,000円、都民税は1,000円）

※世田谷区内に住所がなくても、区内に事務所・事業所または家屋敷がある方は課税されます。森林環境税の課税は対象外となります。

**所得割**…前の年の所得に応じて計算された税額です。（税率は38頁参照）



## 2 住民税がかからない方

### (1) 所得割も均等割もかからない方（非課税の方）

次の①～③のいずれかに当てはまる方は、住民税（所得割と均等割）が課税されません。

- ①その年の1月1日現在で、生活保護法による生活扶助を受けている方
- ②障害者、未成年者、寡婦、又はひとり親で前年中の合計所得金額※1が135万円以下の方  
〔例〕収入が給与収入のみの方の場合、給与収入204万4千円未満の方になります。
- ③前の年の合計所得金額※1が次の項目の金額以下の方
  - ・扶養親族等※2のいない方…45万円
  - ・扶養親族等※2のいる方……35万円×(1+扶養親族等の数) + 10万円+21万円

### (2) 所得割がかからない方

前の年の総所得金額等※1が次の項目の金額以下の方

- ・扶養親族等※2のいない方…45万円
- ・扶養親族等※2のいる方……35万円×(1+扶養親族等の数) + 10万円+32万円

※1. 合計所得金額、総所得金額等については、21頁参照

※2. 扶養親族等とは、納税者と生計を一にする、合計所得金額が48万円以下の配偶者（内縁や未届の場合を除く）や親族をいいます。

### 税金のかからない給与収入の限度額

パートやアルバイトをして得た給与収入は、1年間の合計が100万円までの場合は住民税がかからず、103万円までの場合は所得税がかかりません。（ただし、保険外交員などの報酬は、給与収入ではないため、この表は当てはまりません。）

パート収入など（年収）	本人に税金がかかるかどうか	
	住民税	所得税
100万円以下	かからない	かからない
100万円超～103万円以下	かかる	かからない
103万円超	かかる	かかる

## 3 住民税がかからない所得（非課税所得）

住民税がかからない所得には、次のようなものがあります。

このような所得を非課税所得といいます。

- ・障害年金
- ・遺族が受ける恩給や年金
- ・雇用保険の失業給付金
- ・生活保護のための給付
- ・通勤手当(月額15万円まで)
- ・相続、贈与などによって得た資産  
(相続税や贈与税の対象になります。)
- ・児童手当、児童扶養手当
- ・宝くじなどの当せん金品  
(クイズの賞金や懸賞金などは課税対象となります。)
- ・健康保険の保険給付金
- ・育児休業手当金 など

## 4 申告から納税まで

### (1) 住民税の申告

住民税は、その年の1月1日現在に住所があったところで、前年中の所得に基づいて課税される税金です。前年中に所得のあった方は、毎年3月15日までに、区役所課税課へ前年の所得を申告してください。…78頁参照

※2月1日頃から3月15日までの間は、各総合支所くみん窓口区民担当、出張所、まちづくりセンター（併設されている場合はくみん窓口区民担当または出張所の窓口）でも特別区民税・都民税申告書の提出を受け付けています。

※3月15日が閉庁日にあたるときは、翌開庁日までとなります。

### (2) 住民税の申告が必要な方

その年の1月1日に世田谷区に居住し、非課税所得（10頁参照）以外の所得があった方は、住民税の申告が必要です。ただし、次の（3）に該当する方は住民税の申告は不要です。

なお、世田谷区に居住していなくても、世田谷区内に事務所・事業所または家屋敷がある方は申告が必要です。

### (3) 住民税の申告が不要な方

- ① 所得税の確定申告をした方
- ② 前年中の収入が給与収入のみで、支払元から世田谷区へ給与支払報告書が提出されている方のうち、控除内容に変更・追加のない方
- ③ 前年中の収入が公的年金収入のみで、支払元から世田谷区へ公的年金等支払報告書が提出されている方のうち、控除内容に変更・追加のない方

#### 収入のなかった場合の申告

##### ～遺族年金・障害年金等の非課税所得のみの方も該当します～

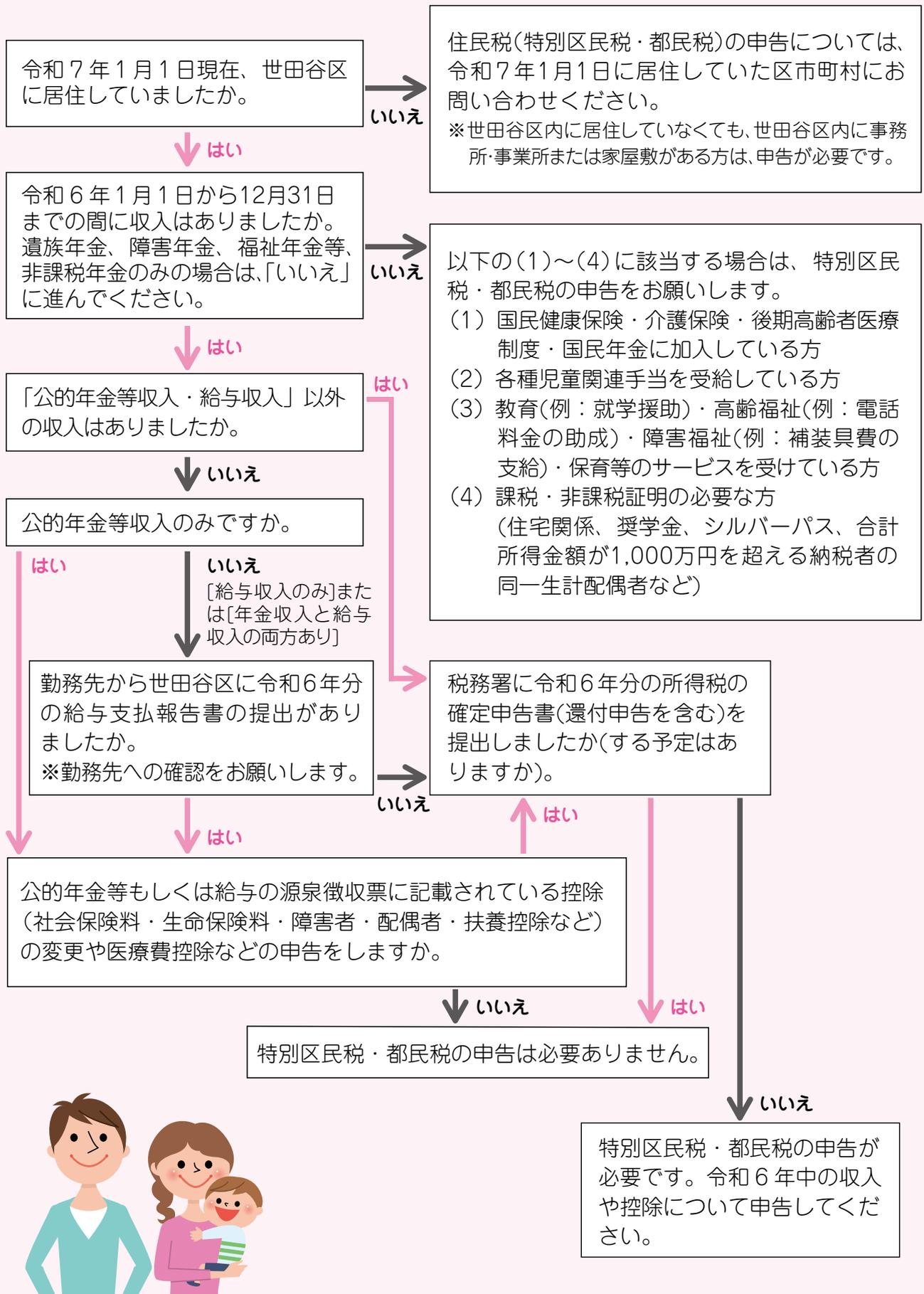
前年中に収入のなかった方や、収入が一定金額以下で住民税が課税されない方は、申告の義務はありません。

ただし、下記の要件に該当する場合には申告をお願いします。

国民健康保険料等の軽減措置や各種サービスを受けるための資格審査の資料となります。

- ア. 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度・国民年金に加入している方
- イ. 各種児童関連手当を受給している方
- ウ. 教育（例：就学援助）、高齢福祉（例：電話料金の助成）、障害福祉（例：補装具費の支給）、保育等のサービスを受けている方
- エ. 課税・非課税証明書の必要な方（住宅関係、奨学金、シルバーパス、合計所得金額が1,000万円を超える納税者の同一生計配偶者など）

## 住民税申告書の提出が必要か下記の表でご確認ください



## 確定申告が必要な方

- ア. 給与収入が2,000万円を超える方
  - イ. 給与の年末調整をしていない方（年の途中で退職した場合など）
  - ウ. 複数の会社から給与を支給されている方
  - エ. 給与以外の所得がある方（営業等所得、不動産所得、雑所得など）
  - オ. 所得税の還付を受ける方
- ※詳細については、管轄の税務署にお問い合わせください。…80頁参照

## 公的年金等に係る確定申告不要制度該当の方の申告

公的年金収入が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下の場合、確定申告は不要です。

ただし、所得税の還付を受けるための確定申告はできます。

所得税が源泉徴収されている方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されているもの以外の控除の申告をして所得税の還付を受ける方は、確定申告をしてください。

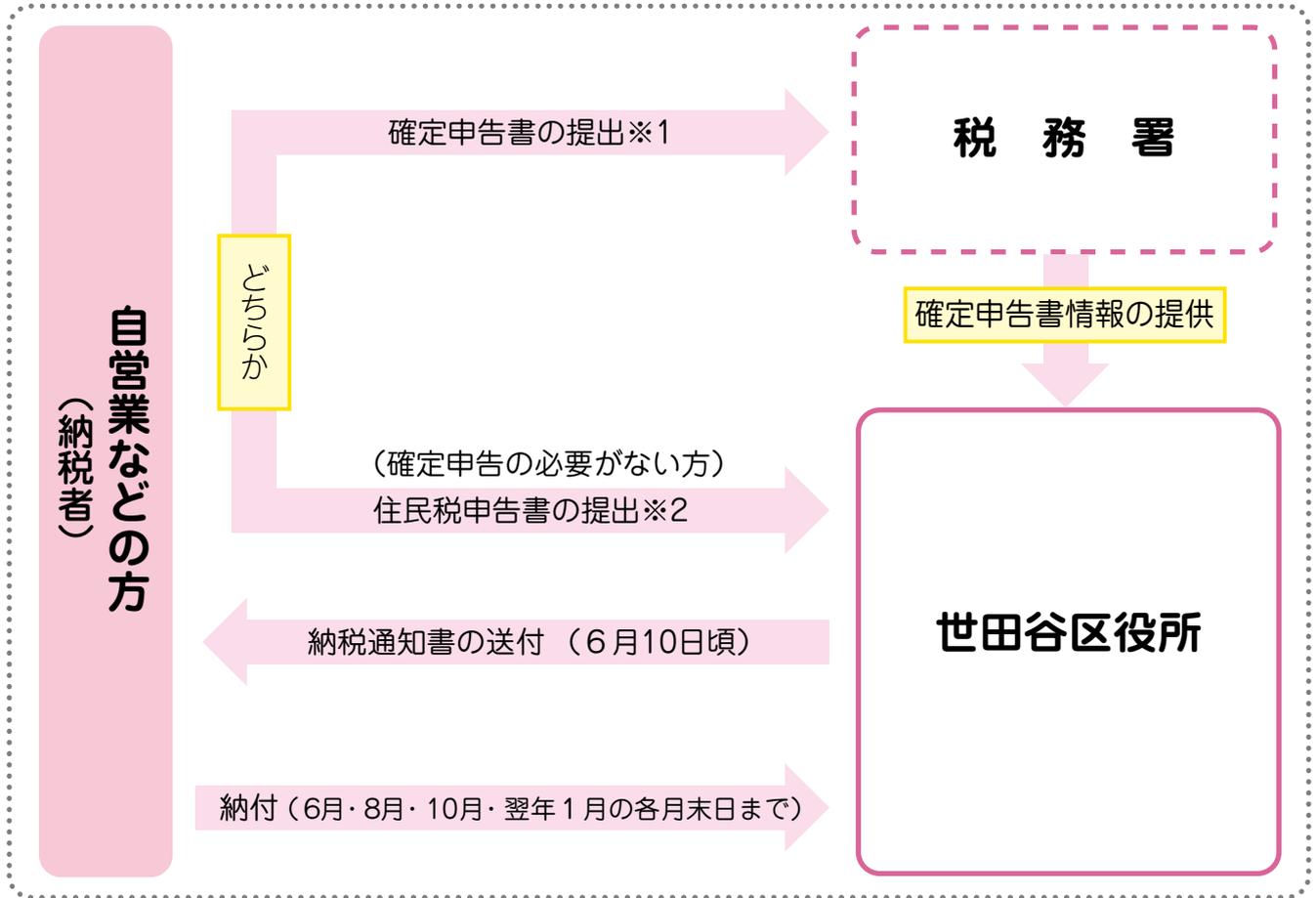
また、次に該当する方は、住民税の申告をしてください。

- ①公的年金収入のみの方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、寡婦・ひとり親控除等）以外の各種控除を追加する場合  
年金収入金額に応じて、所得税は課税されないが、住民税は課税される場合があります。  
その場合控除を受けるためには、住民税の申告が必要です。
- ②公的年金収入以外の所得がある方

#### (4) 申告から納税までの流れ

自営業などの方と会社などにお勤めの方では、申告や納付方法が異なります。

##### 1 自営業などの方……普通徴収（個人納付）



毎年、2月16日（区役所は2月1日頃）から3月15日（閉庁日にあたるときは翌開庁日）の期間に税務署または区役所へ申告していただきます。

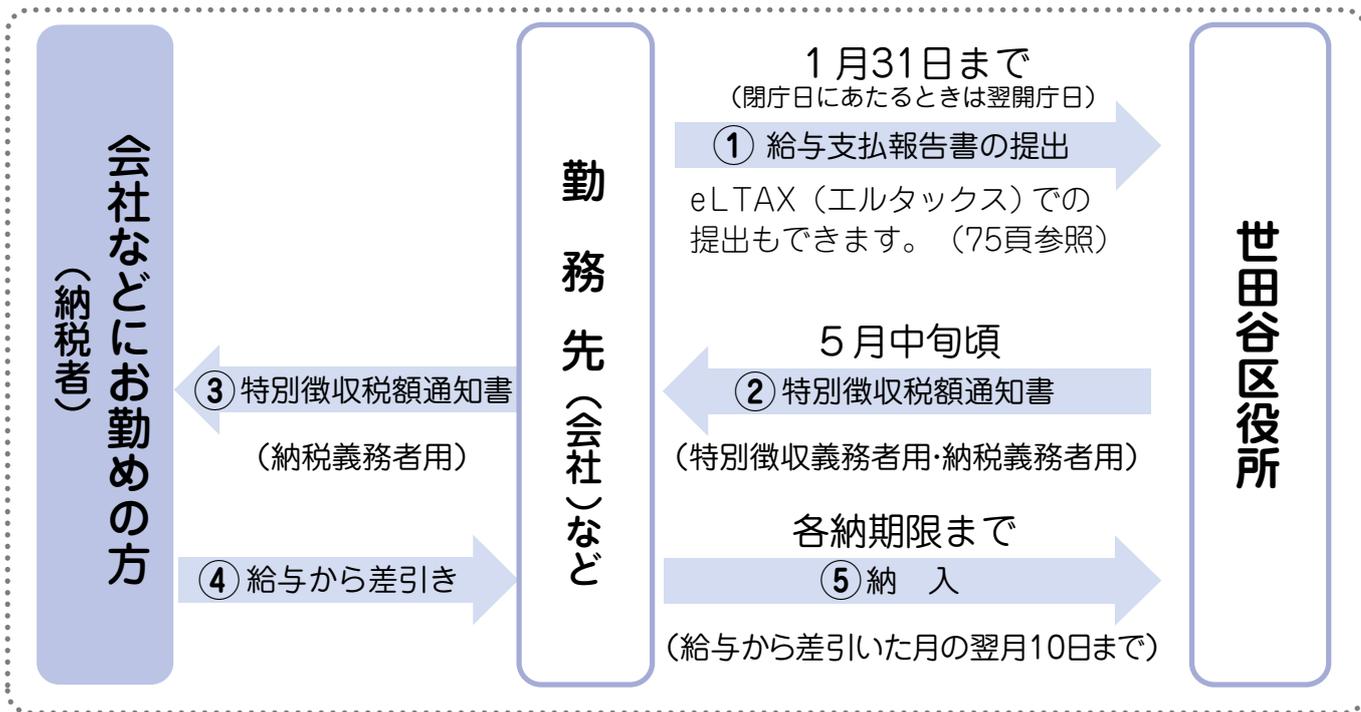
※1 確定申告書の提出については、80頁をご参照ください。

※2 住民税申告書の要否については、12頁をご参照ください。

納税通知書は6月10日頃、区役所からご本人あてに郵送します。

世田谷区では、税金がかからない方には納税通知書をお送りしていません。

## 2 会社などにお勤めの方……給与特別徴収（給与から差引き）



勤務先から給与支払報告書が区役所へ提出されますので、一般的には申告の必要はありません。勤務先から区役所へ給与支払報告書が提出されていないときは、申告が必要です。(給与所得に係る住民税の納入については、特別徴収が原則です。)

ただし、次のア、イに当てはまる方は、確定申告をしなければなりません。

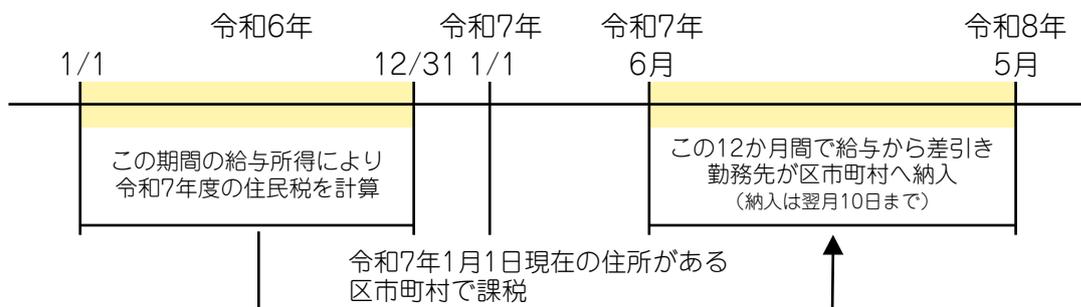
ア. 給与の収入金額が2,000万円を超える

イ. 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)の合計額が20万円を超える

※その他詳細については管轄の税務署へお問い合わせください。

特別徴収分は6月から翌年5月までの12回に分けて、納税義務者から徴収した月の翌月10日(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)までに、区役所へ納入します。

### 令和7年度の住民税（給与特別徴収）



- ・退職された方などは、普通徴収の方法で納めていただく場合があります。…16頁参照
- ・退職金にかかる住民税 …17頁参照

## ◆退職された方は…

### ①年度の途中で会社を退職等した場合の住民税

会社などにお勤めの方の場合、住民税はその年の6月から翌年の5月まで12回に分けて給与から差引く特別徴収で納めていただきます。

退職・休職・転職等により住民税を給与から差引くことができなくなった場合、事業所から提出された異動届出書の内容により、次のア～ウのいずれかの方法で納めていただきます。

**ア. 再就職した勤務先で引き続き特別徴収を継続する。**

**イ. 退職・休職時に残りの税額を最後の給与や退職手当から事業所が全額徴収し納入する（一括徴収）。**

1月1日から4月30日までに退職等した場合は、事業所に一括徴収が義務付けられています。

[例] 令和7年度の年税額が24万円（月額2万円）の方が、令和8年1月31日付けで退職した場合。

年	令和7年							令和8年				
月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
月額	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	10万円	0円			
方法	給与から差引かれた分（特別徴収分）							個人納付に切り替えられた分（普通徴収分）				

**ウ. 退職・休職後の残りの税額を個人納付する（普通徴収）。**

普通徴収に切り替えて、ご本人あてに納税通知書をお送りします。同封の納付書にて納付または口座振替で納めていただきます。口座振替には手続きが必要です。(57頁参照)

なお、退職後、再就職した場合、納期限前の個人納付分は再就職先の事業所から「特別徴収への切替申請書」を提出いただくことで特別徴収に切り替えることができます。

[例] 令和7年度の年税額が24万円（月額2万円）の方が、令和7年8月31日付けで退職した場合。

年	令和7年				令和8年	
月	6月	7月	8月	3期（納期限10月末）	4期（納期限1月末）	
月額	2万円	2万円	2万円	9万円	9万円	
方法	給与から差引かれた分（特別徴収分）			個人納付に切り替えられた分（普通徴収分）		

### ②退職した翌年の住民税

住民税は、前年の1月1日から12月31日までに得た所得に対して課税されます。前年に収入があり課税対象となった場合は、退職した翌年度も住民税が課税されます。

(例) 令和6年3月31日付で退職した場合、令和6年1月から3月の収入金額と、それ以外の令和6年12月31日までの収入金額の合算により令和7年度の住民税が課税されます。

### ③退職金にかかる住民税

住民税は前年所得課税ですが、退職所得にかかる住民税は、原則として所得のあった年に他の所得と区別して、退職手当などの支払いを受けるべき日(通常は退職した日)の属する年の1月1日に住んでいた住所地で課税されます。(現年分離課税)

退職金にかかる住民税は、退職金の支払いをする者(特別徴収義務者)が納入すべき住民税の額を計算し、退職金の支払いの際に差引いて、翌月10日までに区市町村に納入することになっています。

#### 退職所得控除

勤続年数に応じて、次により計算した額を退職所得控除として退職金から控除することができます。勤続年数は1年未満の端数を切り上げ、1年として計算します。

(例) 就職年月日 昭和62年3月24日  
退職年月日 令和7年3月31日  
38年と7日 → **39年**

##### 勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)

##### 勤続年数が20年を超える場合

800万円+70万円×(勤続年数-20年)

退職手当等の支払いを受ける方が、在職中に障害者となり、それに起因して退職した場合には、勤続年数に関係なく上記計算式に100万円を加算した金額が控除されます。

#### 退職所得の納付すべき住民税額の計算

**A** (収入金額 - 退職所得控除額) × 1 / 2 = 課税退職所得金額 (1,000円未満切り捨て)

1. 「勤続年数が5年以下」かつ「役員等」  
2分の1にする適用がありません。
2. 「勤続年数が5年以下」かつ「役員等以外」(令和4年1月1日以降支給分)  
退職手当等の収入金額から、退職所得控除額を差引後、300万円を超える部分は、2分の1にする適用がありません。

(注)「役員等」とは、次の方をいいます。

- (1) 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事および清算人ならびにこれら以外の方で、法人の経営に従事している方のうち政令で定める方
- (2) 国会議員および地方公共団体の議会の議員
- (3) 国家公務員および地方公務員

**B** 市町村民税(区民税)の計算

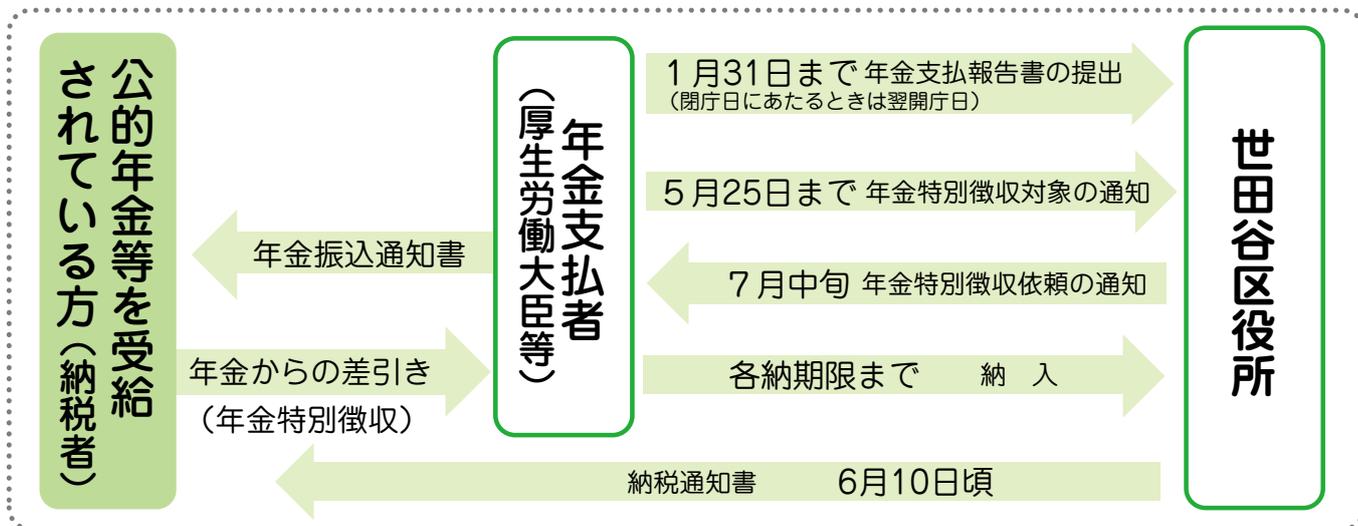
課税退職所得金額 × 税率 6% = 税額 (100円未満の端数切り捨て)

**C** 道府県民税(都民税)の計算

課税退職所得金額 × 税率 4% = 税額 (100円未満の端数切り捨て)

### 3 公的年金等を受給されている方……年金特別徴収（公的年金からの差引き）

公的年金等を受給されている方は、公的年金からの差引き（年金特別徴収）で納めていただく場合があります。



#### ① 公的年金からの差引き（年金特別徴収）の対象となる方

令和7年4月1日現在、満65歳以上で、公的年金等を受給されている方のうち、令和6年中の年金所得に対して住民税が課税される方

ただし、以下に当てはまる方は対象となりません。

- ・介護保険料が公的年金から差引き（年金特別徴収）されていない方
- ・老齢基礎年金等から税額が引ききれない方
- ・亡くなられた方

※住民税は、障害年金、遺族年金からの差引き（年金特別徴収）はありません。

#### ② 公的年金から差引き（年金特別徴収）される税額

前年中の年金所得から算出された住民税額が、公的年金から差引き（年金特別徴収）されます。



### ③各支払月ごとの納入額の割付け

前年に引き続き住民税が公的年金から差引かれている方と前年に住民税が公的年金から差引かれなかった方で、差引き（年金特別徴収）の時期や納入額の割付け方法が異なります。

#### 前年に引き続き、住民税が公的年金から差引かれている方

##### 令和7年度

徴収方法	年金特別徴収					
	仮徴収（前半分）			本徴収（後半分）		
時期	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	6年度住民税の6分の1	6年度住民税の6分の1	6年度住民税の6分の1	7年度年税額から4月・6月・8月に仮徴収した合計額を引いた残りを3分の1ずつ		

<4～8月の公的年金支給月>〔仮徴収〕

4月・6月・8月に前年度の住民税を基に計算した金額を差引き（年金特別徴収）します。

<10～2月の公的年金支給月>〔本徴収〕

本年度年税額から4月・6月・8月に徴収した金額を除いた残りの税額を3回に分けて差引き（年金特別徴収）します。

##### 令和8年度

徴収方法	年金特別徴収					
	仮徴収（前半分）			本徴収（後半分）		
時期	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	7年度住民税の6分の1	7年度住民税の6分の1	7年度住民税の6分の1			

令和7年6月にお送りする令和7年度納税通知書では、令和8年8月までの年金特別徴収の金額についてお知らせしています。

※ 令和7年度の仮徴収においては、定額減税を行う前の年税額の6分の1を徴収します。

## 前年に住民税が公的年金から差引かれなかった方

### 令和7年度

徴収方法	普通徴収（納付書で納付）		年金特別徴収		
時期	6月	8月	本徴収（後半分）		
			10月	12月	翌年2月
税額	7年度 住民税の4分の1	7年度 住民税の4分の1	7年度 住民税の 6分の1	7年度 住民税の 6分の1	7年度 住民税の 6分の1

#### <4～8月の公的年金支給月> 普通徴収（納付書で納付）

6月・8月に、年金所得にかかる年税額の4分の1ずつを納付書等（普通徴収）で納めていただきます。

#### <10～2月の公的年金支給月>〔本徴収〕

10月・12月・2月に支給の公的年金から、年金所得にかかる年税額の6分の1ずつを差引き（年金特別徴収）します。

### 令和8年度

徴収方法	年金特別徴収					
時期	仮徴収（前半分）			本徴収（後半分）		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	7年度 住民税の 6分の1	7年度 住民税の 6分の1	7年度 住民税の 6分の1			

令和7年6月にお送りする令和7年度納税通知書では、令和8年8月までの年金特別徴収の金額についてお知らせしています。

※各期の普通徴収税額及び公的年金からの特別徴収税額は、6月にお送りする納税通知書でご案内します。  
ただし、住民税が非課税となる方には納税通知書をお送りしていません。・・・64頁Q2参照

## 年金特別徴収の変更

住民税の年税額が変更になり、年金特別徴収の金額変更で対応できる場合は、10月・12月・2月の特別徴収金額を変更します。年税額が変更になることにより、翌年度の仮徴収金額（4月・6月・8月分）も変更後の年税額の6分の1に相当する金額に変更になります。

## 年金特別徴収の中止

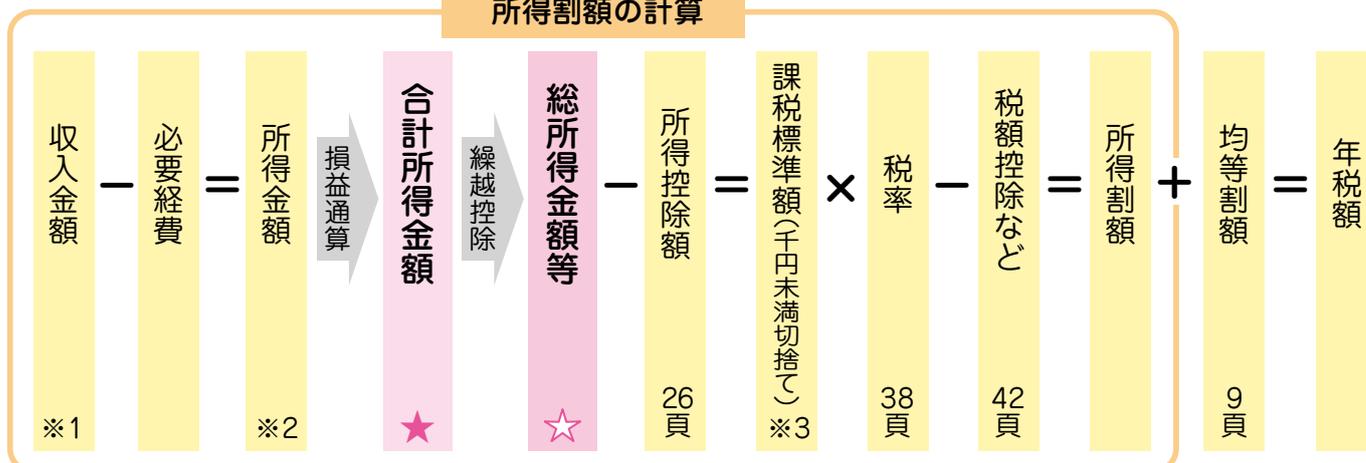
- ・年金からの特別徴収が継続できなくなった時は、年金特別徴収を中止します。
- ・年金特別徴収が中止になった時点で未納の住民税は、納付書で納めていただきます。
- ・還付になる時は、納税課より還付の通知をお送りします。

### （年金特別徴収が中止となる例）

- ・年金の支給停止が発生した時
- ・年税額が減額となり、特別徴収すべき金額がなくなった時（還付になる時）等

## 5 住民税の計算方法

### 所得割額の計算



※1…自営業などの方の場合、売上金額がそのまま収入金額になります。  
 ・会社などにお勤めの方の場合、手取りの額ではなく、源泉徴収税額や社会保険料等を差引く前の額が収入金額です。

※2…収入金額から必要経費を差引いた額です。  
 ・会社などにお勤めの方の場合、必要経費を特定することが難しいため、収入金額に応じた必要経費(給与所得控除)が定められています。給与収入金額より給与所得控除額を差引いた額が所得金額です。…22頁参照  
 ・公的年金収入の場合は、公的年金等控除額を差引いた額が所得金額です。…23頁参照

★**合計所得金額**…損益通算(注)後の各所得金額(確定申告をした株式等の譲渡所得等を含む)の合計額をいいます。

- ただし、●申告分離課税所得は、特別控除を差引く前の所得金額  
 ●総合長期譲渡所得と一時所得は、合計額の2分の1の金額  
 ●損失の繰越控除を差引く前の金額で計算します。

(注) 損益通算とは、不動産所得・事業所得・譲渡所得・山林所得の金額の計算上生じた損失について、一定の順序により他の所得金額から控除することです。

合計所得金額は、非課税の判定(10頁)や、配偶者控除(34頁)、配偶者特別控除(34頁)、扶養控除(35頁)、寡婦・ひとり親控除(37頁)、勤労学生控除(37頁)の適用の判定基準となります。

★**総所得金額等**…合計所得金額から、繰り越すことが認められている前年度以前の損失額を差引いた(「損失の繰越控除」といいます)金額のことです。

総所得金額等は、国民健康保険や後期高齢者医療制度の各種判定にも用いられています。

※3…所得金額から所得控除額を差引いた後の金額です。(1,000円未満の端数は切り捨てます。)

<参考> **総所得金額**…10種類の所得(22頁参照)のうち、退職所得、山林所得および譲渡所得等(分離課税分)を除いて合計した金額(純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失および雑損失の繰越控除後の金額)

## 6 所得金額

### (1) 所得の種類

すべての課税所得は、以下の10種類のいずれかに分類されます。  
(※所得金額、総所得金額については、前頁もご参照ください。)

- ①給与所得 ②雑所得 ③利子所得 ④配当所得 ⑤不動産所得 ⑥事業所得  
⑦譲渡所得 ⑧一時所得 ⑨山林所得 ⑩退職所得

### (2) 各所得の説明

#### ① 給与所得

会社などにお勤めの方が支払いを受ける給料・賃金・賞与など(パート・アルバイトによる収入も含む)を給与収入といいます。その給与収入から給与所得控除額(他の所得でいう必要経費に相当するもの)を差引いた金額を給与所得といいます。

$$\text{給与収入金額} - \text{給与所得控除額} - \text{特定支出の額の合計額} = \text{給与所得}$$

- 給与所得控除額 × 1/2

※特定支出は23頁参照

(令和7年度)

給与収入から給与所得を計算する場合は、以下の表のとおりです。

給与収入の金額	給与所得の金額
550,999円以下	0円
551,000円～ 1,618,999円	収入の金額 - 550,000円
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～ 1,799,999円 ※	$A \times 4 \times 60\% + 100,000$ 円
1,800,000円～ 3,599,999円 ※	$A \times 4 \times 70\% - 80,000$ 円
3,600,000円～ 6,599,999円 ※	$A \times 4 \times 80\% - 440,000$ 円
6,600,000円～ 8,499,999円	収入の金額 × 90% - 1,100,000円
8,500,000円以上	収入の金額 - 1,950,000円

※ この収入金額の区分(1,628,000円～6,599,999円)においては、給与収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てた算出金額をAとします。

#### 所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合

- ア 本人が特別障害者に該当する
- イ 年齢23歳未満の扶養親族がいる
- ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる

所得金額調整控除額 = (給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

2. 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = (給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)) - 10万円

※ 1の控除がある場合は、1の控除後の金額から控除します。

$$\text{所得金額} - \text{所得控除額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} - \text{税額控除など} = \text{所得割額} + \text{均等割額} = \text{年税額}$$

## 特定支出控除

給与所得者が前年中に下記の特定支出をした場合、一定の金額を給与所得控除後の所得金額から控除できます。

### 特定支出（給与の支払者の証明が必要）

1. 通勤費
2. 職務上の旅費
3. 転居費(転任に伴うもの)
4. 研修費
5. 資格取得費(弁護士、公認会計士、税理士など)
6. 帰宅旅費(単身赴任に伴うもの)
7. 勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費など)※勤務必要経費の上限は65万円です。

<詳細については、管轄の税務署にお問い合わせください。…80頁参照>

## ② 雑所得

国民年金・厚生年金などの公的年金等(遺族年金、障害年金などの非課税所得に当てはまるものは除く)、生命保険の年金(個人年金保険)・互助会年金などの私的年金、原稿料、印税、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引及び食料品の配達などの副収入による所得などほかの所得に当てはまらない所得を雑所得といいます。

雑所得の計算方法は、公的年金等、業務に係る雑所得、その他の雑所得で次のような違いがあります。

### 公的年金等の雑所得

$$\text{公的年金等の収入} - \text{公的年金等控除額} = \text{公的年金等の雑所得}$$

公的年金等の収入から雑所得を計算する場合は、以下の表のとおりです。

なお、公的年金等雑所得以外に1,000万円超えの所得がある方は、表の下の※もご確認ください。

受給者の年齢	公的年金等の収入 (B)	公的年金等の雑所得の金額
65歳以上 (昭和35.1.1 以前生まれ)	1円～1,100,000円以下	0円
	1,100,001円～3,299,999円	B - 1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	B × 75% - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	B × 85% - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	B × 95% - 1,455,000円
	10,000,000円～	B - 1,955,000円
65歳未満 (昭和35.1.2 以降生まれ)	1円～600,000円	0円
	600,001円～1,299,999円	B - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	B × 75% - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	B × 85% - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	B × 95% - 1,455,000円
	10,000,000円～	B - 1,955,000円

※公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額が1,000万1円～2,000万円以下の場合、公的年金等雑所得の金額に10万円加算する

※公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額が2,000万1円以上の場合は、公的年金等雑所得の金額に20万円加算する

(注) 65歳以上であるかどうかは、前年の12月31日(納税者が年の途中で死亡または出国した場合には、その死亡または出国の時)の年齢によって判断します。

## 業務に係る雑所得

原稿料などは、原稿を書くための調査研究費などが必要経費になります。

$$\text{業務に係る雑収入} - \text{必要経費} = \text{業務に係る雑所得}$$

## その他の雑所得

生命保険の年金（個人年金保険）はその年分の収入金額に対する掛金が必要経費になります。

$$\text{その他の雑収入} - \text{必要経費} = \text{その他の雑所得}$$

## 雑所得の金額

$$\text{公的年金等の雑所得} + \text{業務に係る雑所得} + \text{その他の雑所得} = \text{雑所得}$$

## ③ 利子所得

公社債・預貯金の利子などによる所得を**利子所得**といいます。利子所得には、必要経費はありません。収入がそのまま所得になります。なお、国内における利子所得は、所得税 15.315%・住民税 5%の割合で差引かれます（一律源泉分離課税という）ので、申告する必要はありません。国外で支払われた利子所得は、申告が必要です。

## ④ 配当所得

株式会社などの法人から受ける利益の配当・剰余金の分配などによる所得を**配当所得**といいます。株式などを取得するための借入金の利子が必要経費になります。  
→上場株式等に係る配当所得については 39～40 頁も参照ください。

$$\text{配当収入} - \text{借入金の利子} = \text{配当所得}$$

## ⑤ 不動産所得

家賃・地代などの不動産の貸付（事業所得または譲渡所得に該当するものを除く）による所得を**不動産所得**といいます。修繕費、減価償却費、固定資産税などが必要経費になります。

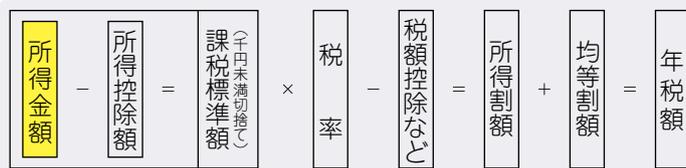
$$\text{不動産収入} - \text{必要経費} = \text{不動産所得}$$

## ⑥ 事業所得

事業所得は、営業等所得と農業所得の2種類に分けることができます。

- 営業等所得…小売業、卸売業、製造業、サービス業、自由職業（医師・作家・弁護士・保険外交員など）、畜産業、漁業など農業以外の事業から生ずる所得
- 農業所得…米、野菜などの栽培若しくは生産、または農家が兼営する家畜、家きんなどの育成、肥育、採卵若しくは酪農品の生産などの事業から生ずる所得

$$\text{事業収入} - \text{必要経費} = \text{事業所得}$$



## ⑦ 譲渡所得

### 総合譲渡所得（土地・建物・株式など以外）

ゴルフ会員権、貴金属、骨董品などの資産を譲渡したことによる所得です。譲渡した資産を保有していた期間によって、保有の期間が5年を超えるものを「長期譲渡所得」といい、5年以下のものを「短期譲渡所得」といいます。資産の取得費、譲渡にかかった費用などが必要経費になります。

$$\text{譲渡収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除}^* = \text{譲渡所得}$$

※特別控除は、長期譲渡所得と短期譲渡所得を合わせて50万円が限度です。

※長期譲渡所得の課税対象金額は、上記計算の譲渡所得の1/2の金額です。

### 分離譲渡所得（土地・建物・株式など）

他の所得と区別して、それぞれの税率を適用して計算します。…38～40頁参照

## ⑧ 一時所得

競馬・競輪等の払戻金、クイズの賞金、生命保険の満期受取金など一時的な所得を一時所得といいます。収入を得るためにかかった費用などが必要経費になります。

$$\text{一時収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除}^* = \text{一時所得}$$

※特別控除は、50万円が限度です。

※一時所得の課税対象となるのは、上記計算の一時所得の1/2の金額です。

## ⑨ 山林所得

山林を伐採したり、立木のままで譲渡したことにより生ずる所得を山林所得といいます。植林費、管理費、伐採費などが必要経費になります。

$$\text{山林収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除}^* = \text{山林所得}$$

※特別控除は、50万円が限度です。

## ⑩ 退職所得

退職金、一時恩給などの所得を退職所得といいます。

$$(\text{退職収入} - \text{退職所得控除}) \times 1/2 = \text{退職所得}$$

(1,000円未満切り捨て)

### 退職所得の課税について…

退職所得にかかる住民税は、原則として所得のあった年に、他の所得と区別して、退職した年の1月1日に住んでいた住所地で課税されます。…17頁参照

## 7 所得控除

### (1) 所得控除の種類

所得控除とは、納税者の実情に応じた税負担を求めるため、個々の事情を考慮して所得金額から一定の金額を差引くものです。

所得控除は以下の13種類です。控除を受けるために証明書類が必要になるものもあります。

#### 〔物的控除〕

- ① 雑損控除★ ② 医療費控除★ ③ 社会保険料控除★
- ④ 小規模企業共済等掛金控除★ ⑤ 生命保険料控除★ ⑥ 地震保険料控除★

#### 〔人的控除〕

- ⑦ 配偶者控除 ⑧ 配偶者特別控除 ⑨ 扶養控除
- ⑩ 障害者控除 ⑪ 寡婦・ひとり親控除 ⑫ 勤労学生控除 ⑬ 基礎控除

#### ★印の控除を受けるためには支払証明書類が必要です。

証明書類は、コピーではなく、原本が必要です。なお、②医療費控除は明細書または医療費通知が必要です。領収書では申告できません。③社会保険料控除のうち、国民年金保険料および国民年金基金掛金は証明書類が必要です。⑤生命保険料控除は旧契約の一般生命保険料の金額が9千円以下の場合には不要です。⑩障害者控除は認定書等が必要な場合があります。⑫勤労学生控除は在学証明書等が必要です。

- ・ 人的控除の要件は、12月31日現在で判断します。ただし、扶養控除については、扶養されている方が前年中に死亡した場合は、死亡時点でその要件に該当するかどうかで判定します。
- ・ 所得控除には、住民税と所得税で控除額が異なるものがあります。所得税の控除額については、7頁をご覧ください。

### (2) 各所得控除の説明

#### ① 雑損控除

災害や盗難などで住宅や家財に損害を受けた場合や、災害に関連してやむを得ない支出(災害関連支出)をした場合には、雑損控除を受けることができます。

次のⅠまたはⅡのいずれか多い方の金額が控除額となります。

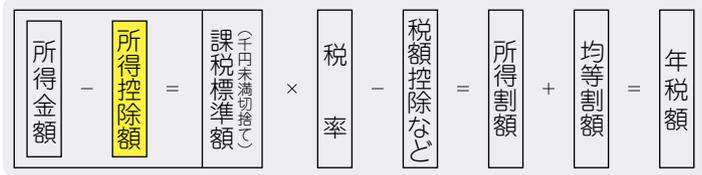
$$\text{Ⅰ} \quad (\text{損失額} - \text{保険金等による補てん額}) - \text{総所得金額等の} 1/10$$

損失額は、災害を受けたときの時価によって計算します。

$$\text{Ⅱ} \quad \text{災害関連支出の金額} - 5\text{万円}$$

#### 控除を受けるには

雑損控除を受けるには、警察署・消防署などが発行する被害の証明書、損失額の明細書などによる損失の証明が必要になります。詳しくは管轄の税務署(80頁参照)までお問い合わせください。



## ② 医療費控除

### 医療費控除と医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) ※制度の詳細は29頁～30頁参照

#### 1 医療費控除または医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)における控除額等

	費用のうち下記金額を超えた部分を控除額に適用できます	控除限度額
医療費控除	10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない金額	200万円
医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	1万2,000円	8万8,000円

※具体的な計算方法は、本頁下段及び30頁参照

※医療費控除と医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)は、どちらかひとつを選択し、控除が受けられます。

#### 2 医療費控除及び医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)による控除を受けるためには明細書の添付が必要です。

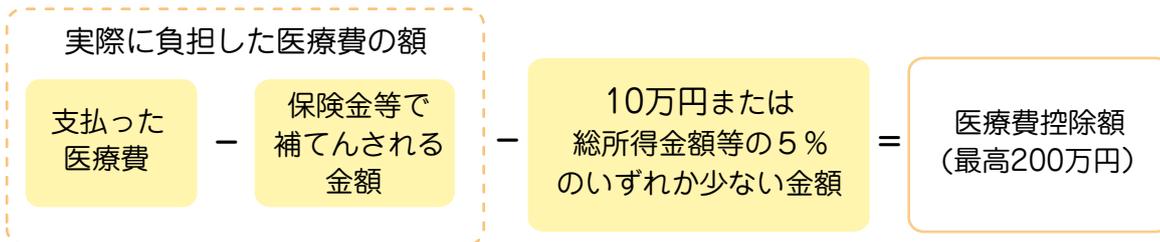
医療費控除又は医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)による控除の適用を受ける場合、領収書(レシート)に代えて、「医療費控除の明細書」または「医療費通知」を住民税申告の際に添付することになりました。

※法定納期限の翌日から5年間は、区から「医療費控除の明細書」に係る領収書の提出又は提示を求めることがありますので、領収書はお手元で大切に保管してください。

## 医療費控除

納税者本人や生計を一にする親族の医療費を支払った場合に、医療費控除を受けることができます。

### 次の計算式によって控除額を算出します



#### <保険金等で補てんされる金額>

- ・健康保険から給付される高額療養費や出産育児一時金等
- ・介護保険から給付される高額介護サービス料
- ・損害保険や生命保険から支払われる傷害費用保険金・医療保険金・入院給付金等

総所得金額等が200万円に満たない方ですと、総所得金額等の5%が10万円より少なくなるため、医療費が10万円を超えなくても医療費控除を受けることができます。

例えば、総所得金額等が130万円の方で、医療費が8万円の場合  
 $80,000円 - (1,300,000円 \times 5\%) = 15,000円$ となり、  
 15,000円の医療費控除を受けることができます。

## 控除を受けるには

医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」または「医療費通知」の添付が必要になり、医療費の領収書の添付は不要になりました。また、医療費として認められるものと認められないもの（詳細は下表「医療費控除の主な対象となるもの」参照）がありますのでご注意ください。

★控除を受ける年の前年の1月1日から12月31日までに支払った医療費が対象となります。申告の際は、領収書の年月日にご確認ください。

★医療費控除は、税金を計算する際に所得から差引くものです。支払った医療費が還付されるわけではありません。医療費控除を受けるには、申告が必要です。所得税がかからず住民税のみ課税となる場合は、区役所へ申告してください。

住民税が課税されない方（10頁参照）は、医療費控除の申告は必要ありません。  
 （例）次の方は、住民税が課税されないため、医療費控除の申告は不要です。

- ・収入が給与収入のみで、給与収入が100万円以下の方
- ・収入が年金収入のみで、65歳未満で年金収入が105万円以下の方
- ・収入が年金収入のみで、65歳以上で年金収入が155万円以下の方

## 医療費控除の主な対象となるもの

認められるもの	認められないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>○医師へ支払った治療費</li> <li>○病院、診療所へ支払った入院費</li> <li>○虫歯の治療費、入れ歯・インプラントなどの費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医師への謝礼金</li> <li>○親族に支払う看護料</li> <li>○著しく高価な入れ歯などの費用、美容のための歯列矯正費（治療のための歯列矯正費は除きます。）</li> <li>○健康診断や人間ドックの費用                         <ul style="list-style-type: none"> <li>※ただし、健康診断により重大な疾病が発見され、かつ、その診断に引き続きその疾病の治療をした場合は、その健康診断の費用も医療費に該当します。</li> </ul> </li> <li>○出生前遺伝学的検査費用</li> <li>○医師の診断書作成費</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○治療のためにマッサージ指圧師、鍼灸師などに支払った施術費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○無資格者が行う整体、マッサージなどの費用</li> <li>○美容や疲労回復のための整体、マッサージ</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○医師の処方箋による治療、診療のための医薬品の購入費（病気になった時に医師の処方によらず、薬局で購入した風邪薬、胃腸薬などの医薬品も含まれます。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予防や健康増進のための医薬品、健康食品の購入費</li> <li>○インフルエンザの流行を予想しての予防接種代</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○通院や入院のための交通費（電車賃、バス代）</li> <li>○心臓病、骨折などで電車やバスの利用が困難な場合のタクシー代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自家用車で通院した場合のガソリン代、駐車料金</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊娠中、医師に支払った定期検診料</li> <li>○助産師による分娩介助を受けた費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○カルチャーセンターでの無痛分娩講座の受講料</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○自己の日常最低限の用をたすために供される義手、義足、松葉杖などの購入費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常の近視、遠視、乱視用のメガネやコンタクトレンズの購入費</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険サービス費（領収書に医療費控除対象額の記載があるもの）                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定介護老人福祉施設の施設サービス費（利用料金等の合計額の1/2相当）</li> <li>・介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院の利用料</li> <li>・一定の居宅サービスの利用料</li> </ul> </li> <li>○6か月以上寝たきりの人のおむつ代（医師の証明のあるもの）</li> <li>○医師による診断等のために直接必要な補聴器の購入費（医師の証明のあるもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護（生活援助中心型）の費用</li> <li>○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の費用</li> <li>○特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）の費用</li> <li>○福祉用具貸与（福祉用具レンタル）の費用</li> </ul>

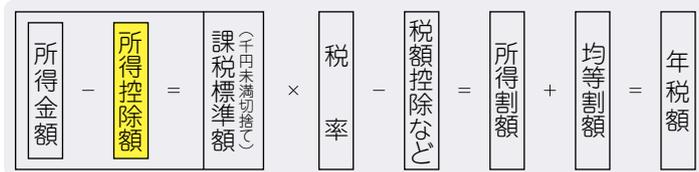


次の計算式によって控除額を算出します

$$\begin{array}{c} \text{実際に負担した} \\ \text{特定一般用医薬品等購入費の額} \\ \text{支払った} \\ \text{特定一般用} \\ \text{医薬品等購入費} \end{array} - \begin{array}{c} \text{保険金等で} \\ \text{補てんされる} \\ \text{金額} \end{array} - 1万2,000円 = \begin{array}{c} \text{医療費控除の特例} \\ \text{(セルフメディケーション税制)} \\ \text{による医療費控除額} \\ \text{(最高8万8,000円)} \end{array}$$

### 控除を受けるには

- ★控除を受ける年の前年の1月1日から12月31日までに支払った特定一般用医薬品等購入費が対象となります。申告の際は、領収書の年月日にご注意ください。
- ★医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)による控除は、税金の計算をする際に所得から差引くものです。支払った特定一般用医薬品等購入費が還付されるわけではありません。控除を受けるには、申告が必要です。所得税がかからず住民税のみ課税となる場合は、区役所へ申告してください。
- ★申告をする際には、健康の保持増進や疾病予防への一定の取組に関する事項を記載した医療費控除の明細書が必要です。取組みを行ったことを明らかにする書類は法定納期限の翌日から5年間提出又は提示を求めることがありますので、保管をお願いします。



### ③ 社会保険料控除

社会保険料を支払った場合は、社会保険料控除を受けることができます。

社会保険料には、国民健康保険料、健康保険料、後期高齢者医療制度保険料、国民年金保険料、国民年金基金掛金、介護保険料、雇用保険料などが含まれます。

#### 控除を受けるには

国民年金保険料および国民年金基金掛金については、保険料等を支払ったことを証明する書類が必要ですが、それ以外の保険料等については必要ありません。

※各証明書の再発行や詳細については、下記の連絡先にお問い合わせください。

国民年金保険料・・・世田谷年金事務所 電話：03(6844)3871

国民年金基金掛金・・・全国国民年金基金 電話：03(6804)2202

### ④ 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済などに加入されている方は、その支払額について控除を受けることができます。控除の対象となる掛金は、小規模企業共済契約掛金、確定拠出年金加入者掛金（個人型・企業型）、心身障害者扶養共済掛金です。

#### 控除を受けるには

支払額の証明書が必要です。

#### 【前納分の社会保険料・小規模企業共済等掛金の控除の留意点】

翌年以後に納付期日が到来する保険料を一括して支払う「前納保険料」については、次の計算式により計算した金額が本年中に支払った社会保険料等となります。

$$\left( \begin{array}{l} \text{前納保険料の総額} \\ \text{前納により割引をされた場合} \\ \text{には、その割引後の金額} \end{array} \right) \times \frac{\text{前納保険料に係る本年中に到来する納付期日の回数}}{\text{前納保険料に係る納付期日の総回数}}$$

ただし、前納の期間が1年以内のものについては、前納保険料の全額を控除することができます。

※納付期日が到来して本年中に支払うべき保険料であっても現実に支払っていないものは控除できません。

## ⑤ 生命保険料控除

(所得税との金額の違いは7頁参照)

生命保険や個人年金、介護医療保険の契約をしている方は、その保険料の支払金額に応じて控除を受けることができます。

※保険の契約時期(平成24年1月1日以降に契約したものと、平成23年12月31日以前に契約したものと)で控除を受けられる保険の種類と控除額の計算方法が異なりますので、ご注意ください。

### 生命保険料控除の額

支払保険料等の区分		年間の支払保険料	控除額				
(a) 一般の生命保険料	①新一般生命保険料控除 (平成24年1月1日以降に契約)	12,000円以下	支払った保険料の全額				
		12,001円～32,000円	支払った保険料×1/2+6,000円				
		32,001円～56,000円	支払った保険料×1/4+14,000円				
		56,001円以上	28,000円				
	②旧一般生命保険料控除 (平成23年12月31日以前に契約)	15,000円以下	支払った保険料の全額				
		15,001円～40,000円	支払った保険料×1/2+7,500円				
		40,001円～70,000円	支払った保険料×1/4+17,500円				
	③新生命保険料及び旧生命保険料を支払った場合の控除	70,001円以上	35,000円				
		/		ア①により計算した金額 イ②により計算した金額 ウ①及び②により計算した金額の合計額 (ウについては上限28,000円) 上記ア～ウのうち最大になるもの			
				/			
/							
						/	
		(b) 介護医療保険料	介護医療保険料控除				
				12,001円～32,000円	支払った保険料×1/2+6,000円		
32,001円～56,000円	支払った保険料×1/4+14,000円						
56,001円以上	28,000円						
(c) 個人年金保険料	①新個人年金保険料控除 (平成24年1月1日以降に契約)	12,000円以下	支払った保険料の全額				
		12,001円～32,000円	支払った保険料×1/2+6,000円				
		32,001円～56,000円	支払った保険料×1/4+14,000円				
		56,001円以上	28,000円				
	②旧個人年金保険料控除 (平成23年12月31日以前に契約)	15,000円以下	支払った保険料の全額				
		15,001円～40,000円	支払った保険料×1/2+7,500円				
		40,001円～70,000円	支払った保険料×1/4+17,500円				
	③新個人年金保険料及び旧個人年金保険料を支払った場合の控除	70,001円以上	35,000円				
		/		ア①により計算した金額 イ②により計算した金額 ウ①及び②により計算した金額の合計額 (ウについては上限28,000円) 上記ア～ウのうち最大になるもの			
				/			
/							
						/	

#### ※複数の保険料等に係る控除の適用を受ける場合の適用限度額

上記(a)一般の生命保険料+(b)介護医療保険料+(c)個人年金保険料の合計で、控除できる生命保険料控除金額は、7万円が限度となります。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{所得金額} & - & \text{所得控除額} & = & \text{課税標準額} & \times & \text{税率} & - & \text{税額控除など} & = & \text{所得割額} & + & \text{均等割額} & = & \text{年税額} \\ \hline \end{array}$$

(千円未満は切り捨て)

### 控除を受けるには

控除の対象になるのは、受取人を本人、配偶者またはその他の親族とする契約について納税者本人が支払った保険料です。

申告の際には支払った保険料の証明書が必要です。証明書を紛失したときは、保険会社にお問い合わせください。

## ⑥ 地震保険料控除

(所得税との金額の違いは7頁参照)

地震保険の契約をしている方は、その保険料の支払い金額に応じて控除を受けることができます。また、平成18年12月31日以前に締結した長期損害保険契約(契約期間が10年以上で満期払戻金などがあるもの)について支払った保険料も、旧長期損害保険料分として地震保険料控除を受けることができます。

地震保険料・旧長期損害保険料の控除額は、以下の表のとおりです。剰余金の分配や払戻金などがあつた場合は、支払った額から剰余金や払戻金を差引いた額により計算します。

種類	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
地震保険	50,000円以下	支払保険料 × 1 / 2
	50,000円超	25,000円
旧長期損害保険	5,000円以下	支払保険料の全額
	5,001円～15,000円	支払保険料 × 1 / 2 + 2,500円
	15,001円～	10,000円

両方の支払金額がある場合は、それぞれを計算した額の合計が控除額になります。控除限度額は、25,000円です。

### 控除を受けるには

控除の対象になるのは、納税者本人や配偶者その他の親族が所有し、常に居住している家屋や生活のための資産を保険の目的とした契約について支払った保険料です。

申告の際には支払った保険料の証明書が必要です。証明書を紛失したときは、保険会社にお問い合わせください。



## ⑦ 配偶者控除

(所得税との金額の違いは7頁参照)

納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合に受けることができます。

控除額は、納税者本人の合計所得金額により下表のとおりとなります。

### <配偶者控除額>

配偶者の合計所得金額 48万円以下	納税者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除額	33万円	22万円	11万円	控除の適用なし
老人配偶者控除額 70歳以上の配偶者 (昭和30年1月1日以前生まれの方)	38万円	26万円	13万円	

※配偶者が国外居住者である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出が必要です。各書類については、36頁をご参照ください。

## ⑧ 配偶者特別控除

(所得税との金額の違いは7頁参照)

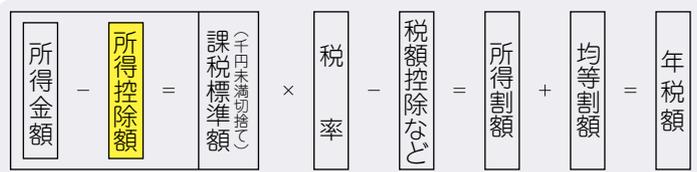
納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下の場合に受けることができます。

適用要件と控除額は、下表のとおりです。

### <配偶者特別控除額>

配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	控除の適用なし
100万円超～105万円以下	31万円	21万円		
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超	控除の適用なし			

※配偶者が国外居住者である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出が必要です。各書類については、36頁をご参照ください。



## ⑨ 扶養控除

(所得税との金額の違いは7頁参照)

納税者本人と生計を一にする、合計所得金額が48万円以下の扶養親族（配偶者を除く）がいる場合に受けることができます。適用要件と控除額は、以下の表のとおりです。

扶養控除	扶養親族のうち、年齢が16歳以上（平成21年1月1日以前生まれ）の方がいる場合	1人33万円
特定扶養控除	扶養親族のうち、年齢が19歳～22歳（平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ）の方がいる場合	1人45万円
老人扶養控除	扶養親族のうち、年齢が70歳以上（昭和30年1月1日以前生まれ）の方がいる場合	1人38万円
同居老親等扶養控除	上記老人扶養のうち納税者または配偶者の直系尊属で、納税者本人または配偶者と同居している方がいる場合	1人45万円

### 16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）について

16歳未満の扶養親族については扶養控除の対象となりませんが、住民税では、非課税の判定のため、16歳未満の扶養親族の情報が必要となります。また、児童手当や就学援助等を受けるために16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）の申告が必要となる場合があります。

該当する方は、必ず申告をしてください。

### 扶養親族

扶養親族とは、納税者の配偶者以外の親族（次の①～③）で、その納税者と生計を一にする者（事業専従者に該当するものを除く）のうち、合計所得金額（21頁参照）が48万円以下の者をいいます。

- ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）
- ② 児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子
- ③ 老人福祉法の規定により区市町村長から養護を委託された老人

### 日本国外に居住する親族を扶養控除の対象とするためには

国外居住親族に係る扶養親族・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除（16歳未満の扶養親族含む）の適用を受ける場合、下記記載の一定の確認書類を提出又は提示する必要があります。

また、令和5年1月からは、扶養控除の対象となる国外居住親族は、扶養親族のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者に限られることとされました。

- (1) 年齢16歳以上30歳未満の者
- (2) 年齢70歳以上の者
- (3) 年齢30歳以上70歳未満の者のうち、次の①～③までのいずれかに該当する者

- ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ② 障害者
- ③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

※必要書類は次頁を参照のこと

## 扶養控除を受けるためには

国外居住親族について、扶養控除の適用を受ける方は、下記に記載の確認書類の提出又は提示が必要となります。

		必要書類
30歳未満又は70歳以上		「親族関係書類」及び「送金関係書類」※送金額は問いません
30歳以上 70歳未満	①留学生	「親族関係書類」、「送金関係書類」及び「留学ビザ等書類」 ※送金額は問いません
	②障害者	「親族関係書類」及び「送金関係書類」※送金額は問いません。 障害の状態が確認できる書類の提出を求める場合があります。
	③38万円以上の 支払いを受けている人	「親族関係書類」及び国外居住親族各人に対する 「38万円以上送金関係書類」

◇「親族関係書類」…次の1又は2の書類

1. 戸籍の附票の写しなど日本国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券(パスポート)のコピー
2. 国外居住親族の氏名、生年月日及び住所が記載された外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類

◇「送金関係書類」…次の1、2又は3の書類

1. 外国送金依頼書の控え
2. クレジットカードの利用明細書
3. 電子決済手段等取引業者に対して電子決済手段の国外移転の依頼をする場合の依頼書の控え

◇「留学ビザ等書類」…次の1又は2の書類

1. 外国における査証(ビザ)に類する書類の写し
2. 外国における在留カードに相当する書類の写し

なお、上記書類が外国語で作成されている場合は、日本語による翻訳文も必要です。

## ⑩ 障害者控除

(所得税との金額の違いは7頁参照)

納税者本人または扶養する親族※<sup>1</sup>(16歳未満、同一生計配偶者※<sup>2</sup>を含む)が障害者である場合に受けることができます。障害者手帳をお持ちでない65歳以上の要介護・要支援認定を受けている方で、世田谷区にお住まいの方は、各総合支所保健福祉課にて「障害者控除対象者認定書」の交付を受けていれば対象となります。(他の区市町村にお住まいの方は、お住まいの区市町村にお問い合わせください。)

障害者控除額	1人 26万円
特別障害者※ <sup>3</sup> の場合	1人 30万円
同居特別障害者※ <sup>4</sup> の場合	1人 53万円

※1 親族…

本人の配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※2 同一生計配偶者…

納税者本人と生計を一にする、合計所得金額が48万円以下の配偶者の方をいいます(納税者本人の合計所得金額による制限はありません)。

※3 特別障害者…

障害の程度が身体障害者手帳で1級または2級、愛の手帳で1度または2度、精神障害者保健福祉手帳で1級の方などが該当します。

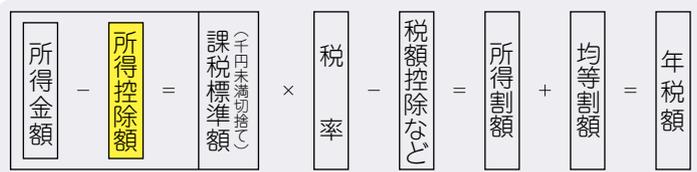
※4 同居特別障害者…

扶養されている特別障害者のうち、次のア～ウのいずれかの方と同居している方をいいます。

ア) 納税者本人

イ) 納税者の配偶者

ウ) 納税者と生計を一にするその他の親族



### ⑪ 寡婦・ひとり親控除 (所得税との金額の違いは7頁参照)

現に婚姻していない方(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合を除く)で合計所得金額が500万円以下の方は、寡婦またはひとり親控除のどちらかを受けられる場合があります。適用要件と控除額は以下の表のとおりです。

<b>寡婦控除</b>	・夫と離別後、婚姻をしていないときで、子以外の扶養親族※(35頁参照)がいる方 ・夫と死別後、婚姻をしていないとき、またはその生死が不明のとき	26万円
<b>ひとり親控除</b>	現に婚姻をしていない、または配偶者の生死が不明で、 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子※がいる方	30万円

※扶養親族及び生計を一にする子には、他の納税義務者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は含まれません。

合計所得金額が500万円以下で  
現に婚姻していない、事実婚の状態でない方

寡婦控除 26万円

離別



子ども以外の扶養親族がいる

死別または生死不明



ひとり親控除 30万円

死別・離別・生死不明または未婚



生計を一にする子どもがいる



### ⑫ 勤労学生控除 (所得税との金額の違いは7頁参照)

納税者本人が学生などで給与所得等があり、合計所得金額が75万円以下で、そのうち勤労によらない所得金額(不動産所得など)が10万円以下の場合に受けることができます。

控除額	26万円
-----	------

#### 控除を受けるには

在学証明書、学生証の写しなどの証明書類が必要です。

### ⑬ 基礎控除 (所得税との金額の違いは7頁参照)

前年の合計所得金額に応じて適用される控除です。

前年の合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者については、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者については基礎控除の適用がありません。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

## 8 税率

### (1) 一般的な税率(総合課税)

10種類の所得(詳しくは→22~25頁参照)のうち、給与・雑・利子・配当・不動産・事業・譲渡(分離課税分を除く)・一時・山林・退職所得は、以下の表の税率を使います。これを総合課税といいます。

	特別区民税	都民税
税率	6%	4%

### (2) 特別な税率(分離課税)

10種類の所得の中で、以下の所得には、一般的な税率を使わずに、他の所得と区別して特別な税率を使用します。これを分離課税といいます。

#### ① 土地・建物などの譲渡所得

所有していた土地・建物などを譲渡し、それにより利益を得た場合は住民税が課税されます。また、土地・建物などを所有していた期間、譲渡したものによって税率や特別控除が異なります。

$$\text{譲渡収入} - \text{必要経費(取得費・譲渡費用)} - \text{特別控除} = \text{課税譲渡所得}$$

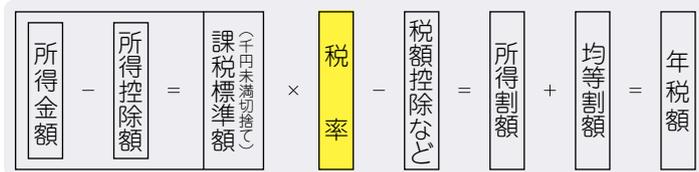
#### 税率

長期	課税譲渡所得 × 税率	特別区民税	3%
		都民税	2%
短期	課税譲渡所得 × 税率	特別区民税	5.4%
		都民税	3.6%

#### 主な特別控除

	長期(所有期間5年超える)	短期(所有期間5年以下)
一般の場合	なし	
居住していた土地・建物	3,000万円	
土地収用法等による場合	5,000万円	

優良住宅などを譲渡したときは税率が異なります。



## ② 株式等の譲渡所得と配当所得

株式等の譲渡所得と配当所得には、申告が必要なものと不要なものがあります。

### 申告不要な株式等譲渡所得と配当所得

上場株式等の譲渡所得や配当所得のうち、所得税・住民税を源泉徴収・特別徴収されている場合は、原則として確定申告や住民税の申告は不要です。

ただし、上場株式等の譲渡所得の損失と配当所得を損益通算する場合や、株式等譲渡所得割額および配当割額の還付を受ける場合は申告を選択することができます。

特定公社債の利子等につきましては、総合課税を選択することはできません。

### 申告不要な株式等譲渡所得と配当所得の申告方法の選択について

申告が不要とされている上場株式等の譲渡所得や配当所得について、所得税の確定申告において申告した場合、住民税においても同様にその課税方式が適用されます。

令和5年度住民税までは所得税と異なる課税方式を選択することができましたが、令和4年度税制改正により、令和6年度以降の住民税については、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなりました。

### 申告不要な株式等譲渡所得や配当所得を確定申告した場合

申告をした場合は住民税も課税されますが、既に特定口座で特別徴収されている住民税の金額を所得割額から控除することができます(確定申告書第二表の書き方72頁参照)。控除しきれない金額は均等割額を充当し、それでも差し引くことができなければ還付されます。

ただし、申告不要の株式等譲渡所得や配当所得を申告した場合、合計所得金額に算入されます。それによって、非課税判定や配偶者控除等の人的控除適用の判定基準であることや、65歳以上の方の介護保険料の算定のほか、国民健康保険や後期高齢者医療制度等の各種判定にも影響します。

そのため、申告をすることで、支払った所得税の還付を受けられても住民税や保険料が高くなる場合があります。

その他、70歳以上の方のシルバーパスは非課税対象者でなくなった場合、所得により、1,000円での購入ができなくなる場合があります。

上記のようなことがあるため、他の所得やご家族の所得状況をご確認の上、申告をするかしないかご検討ください。

## 株式等譲渡所得の税率

源泉徴収をしていない上場株式等、一般株式等の譲渡所得は申告が必要です。

$$\text{譲渡収入} - \text{必要経費（取得費・譲渡費用）} = \text{課税譲渡所得}$$

区分	源泉徴収	所得税	住民税
株式等 譲渡所得	×	<b>源泉徴収なし(15%) ※ 1</b>	<b>特別徴収なし(特別区民税3%都民税2%)</b>
		源泉徴収されていないので、確定申告等が必要です。	特別徴収されていないので、申告が必要です。
	○	<b>源泉徴収済(15.315%)</b>	<b>特別徴収済(特別区民税3%都民税2%)</b>
		源泉徴収されているので、原則として確定申告は不要です。	特別徴収されているので、原則として住民税の申告は不要です。
	<b>確定申告を選択(分離課税のみ)</b>	<b>確定申告の内容を反映(分離課税のみ)</b>	
	譲渡損失は分離課税で申告した上場株式等の配当所得と損益通算できます。	譲渡損失は分離課税で申告した上場株式等の配当所得と損益通算できます。また、株式等譲渡所得割額(※4)を控除します。	

## 配当所得の税率

区分	源泉徴収	所得税	住民税
一般株式 上場株式 大口保有 分(※2)	△	<b>源泉徴収済(20.42%)</b>	<b>特別徴収なし(特別区民税6%都民税4%)</b>
		原則、確定申告が必要となり、総合課税されます。(超過累進税率適用) 配当控除が適用されます。	住民税の申告が必要となり、総合課税されます。配当控除(※3)が適用されます。
上場株式 等(大口 保有分を 除く) 特定公社 債	○	<b>源泉徴収済(15.315%)</b>	<b>特別徴収済(特別区民税3%都民税2%)</b>
		源泉徴収されているので、原則として確定申告は不要です。	特別徴収されているので、原則として住民税の申告は不要です。
		<b>総合課税を選択(超過累進税率)</b>	<b>総合課税を選択(特別区民税6%都民税4%)</b>
		原則、配当控除が適用されます。特定公社債の利子など利子所得に分類される収入については総合課税を選択できません。	配当控除(※3)が適用されます。配当割額(※4)を控除します。特定公社債の利子など利子所得に分類される収入については総合課税を選択できません。
	<b>分離課税を選択(15%)(※1)</b>	<b>分離課税を選択(特別区民税3%都民税2%)</b>	
	配当控除適用外です。上場株式等の譲渡損失と損益通算ができます。	配当控除(※3)適用外です。上場株式等譲渡損失と損益通算ができます。配当割額(※4)を控除します。	

(※1) 所得税15%のほかに復興特別所得税が課されます。

(※2) 大口保有分：発行済株式等の3%以上を保有しているもの

(※3) 42頁を参照

(※4) 48頁を参照（確定申告書第二表に必ず記載してください。72頁参照）

○：所得税、住民税共に源泉徴収 △：所得税のみ源泉徴収 ×：所得税、住民税共に源泉徴収されない

### ③ 商品先物取引に係る雑所得などの所得

---

商品先物取引による所得で一定のものについては、特別区民税3%、都民税2%の税率で分離課税されます。

### ④ 退職所得

---

課税退職所得金額の計算方法は、17頁をご参照ください。

## 9 税額控除

税額控除とは、課税標準額に税率をかけて算出された税額から差引かれるものです。住民税においては以下の7種類です。

- ①調整控除                      ②配当控除                      ③住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)
- ④寄附金税額控除            ⑤外国税額控除                ⑥調整措置
- ⑦株式等譲渡所得割額または配当割額の控除

### ① 調整控除

調整控除は、平成19年度の税源移譲時に住民税と所得税の人的控除額(※)の差によって増加した税負担を調整するため、所得割額から一定の金額を控除するものです。

※人的控除とは、扶養控除や配偶者控除のように、本人や家族の状況等に基づき、一人当たりの控除額が定額で定められている所得控除のことです。住民税と所得税の人的控除額の差については、7頁をご参照ください。

合計課税所得金額※1が200万円以下の方と200万円を超える方で計算方法が異なります。

合計課税所得金額が200万円以下の方	合計課税所得金額が200万円を超える方
次の①と②のいずれか少ない金額の5% (特別区民税3%、都民税2%) ①住民税と所得税の「人的控除額の差」 の合計 ②合計課税所得金額	次の①の金額から②の金額を差し引いた金額 (5万円未満の場合は5万円)の5% (特別区民税3%、都民税2%) ①住民税と所得税の「人的控除額の差」 の合計 ②合計課税所得金額－200万円

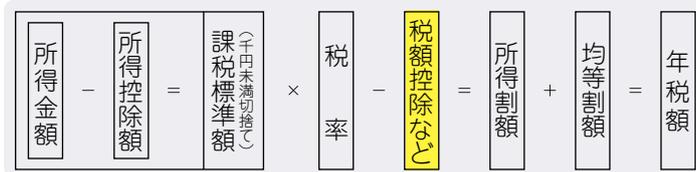
※1 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額をいいます。

合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用対象外です。

### ② 配当控除

総所得金額(21頁参照)の中に対象となる株式の配当等の所得がある場合には、算出した所得割額から、配当所得の金額に以下の表の該当する率(%)を乗じた金額を差し引きます。

課税総所得金額 区分	1,000万円以下の場合		1,000万円超の場合			
			1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	特別区民税	都民税	特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定株式投資信託 以外の証券投資信託 の収益の分配	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券 投資信託の 収益の分配	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%



### ③ 住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)

平成21年から令和7年12月末までに入居し、所得税で住宅ローン控除の適用を受けていて、かつ、所得税において住宅ローン控除可能額が控除しきれなかった方については、一定額を住民税の所得割額から差引くことができます。

入居年月	住民税の税額控除適用期間	住民税の控除額の計算方法
平成21年～26年3月	平成22年度～令和6年度(最長10年間)	次のうちいずれか小さい額 ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額×5% (上限97,500円)
平成26年4月～令和3年12月 (次項の場合を除く)	平成27年度～令和13年度(最長10年間)	住宅にかかる消費税率が8%でも10%でもない場合 次のうちいずれか小さい額 ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額×5% (上限97,500円)
		住宅にかかる消費税率が8%または10%の場合 次のうちいずれか小さい額 ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額×7% (上限136,500円)
令和元年10月～令和4年12月 ※契約期限の条件あり	令和2年度～令和17年度(最長13年間)	住宅にかかる消費税率が10%の場合 次のうちいずれか小さい額 ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額×7% (上限136,500円)
令和4年～令和7年12月 (前項の場合を除く)	令和5年度～令和20年度(最長13年間)	住宅にかかる消費税率が10%の場合 次のうちいずれか小さい額 ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額×5% (上限97,500円)

確定申告で住宅ローン控除の申請をされる方は、確定申告書第二表の特例適用条文等に居住開始日をご記入ください。

以下の場合、居住開始年月日の末尾に次のように記入してください。

- 特別特例取得に該当する場合 ▶ (特特)
- 特例特別特例取得に該当する場合 ▶ (特特特)
- 特例取得かつ新型コロナウイルスの影響による入居遅延に該当する場合 ▶ (特特)
- 特別特定取得に該当し、令和2年末までに居住した場合 ▶ (特特)
- 特定取得に該当し、令和3年末までに居住した場合(上記に該当する場合を除く) ▶ (特)

※詳細は、管轄の税務署(80頁参照)にお問い合わせください。

## ④ 寄附金税額控除

都道府県や区市町村などの各自治体や、そのほか特定の団体などに寄附を行った場合、翌年度の住民税の所得割額から控除することができます。

### 対象となる寄附先と控除額の計算方法

寄附先	控除額の計算方法
<p>都道府県、区市町村 (ふるさと納税)</p> <p>※令和元年6月1日以後は総務大臣が指定した都道府県、区市町村が対象となります。 ※日本赤十字社や中央共同募金会等で災害による被災地方団体の救援を目的として募金活動をおこなっている団体に対する義援金も対象となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定申告や住民税の申告を行う方は、 下記 (ア)基本控除額 (イ)特例控除額 の合計額</li> <li>確定申告や住民税の申告を行わず、ふるさと納税ワンストップ特例制度(詳細は46、47頁参照)を利用する方は、 下記 (ア)基本控除額 (イ)特例控除額 (ウ)申告特例控除額 の合計額  (ア)基本控除額 (対象寄附金合計額<sup>(※1)</sup> - 2,000円) × 10% (区民税6%・都民税4%) (イ)特例控除額<sup>(※2)</sup> (対象寄附金合計額<sup>(※1)</sup> - 2,000円) × 次頁の表にある特例控除率 (ウ)申告特例控除額<sup>(※3)</sup> (特例控除額(上記(イ)) × 次頁の表にある申告特例控除割合)</li> </ul>
東京都共同募金会 または 日本赤十字社東京都支部	(対象寄附金合計額 <sup>(※1)</sup> - 2,000円) × 10% (区民税6%・都民税4%) ※一部の寄附について、都民税分4%だけのものがあります。
世田谷区が条例で指定する団体	(対象寄附金合計額 <sup>(※1)</sup> - 2,000円) × 6% (区民税6%)
東京都が条例で指定する団体	(対象寄附金合計額 <sup>(※1)</sup> - 2,000円) × 4% (都民税4%)
世田谷区・東京都が条例で指定する団体	(対象寄附金合計額 <sup>(※1)</sup> - 2,000円) × 10% (区民税6%・都民税4%)

(※1)対象寄附金合計額は総所得金額等の30%が限度となります。

(※2)特例控除額は、所得割額から調整控除額を除いた額の20%が限度となります。

(※3)税務署に確定申告をした場合は所得税から所得控除として控除されるため、住民税では適用されません。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除など} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年税額} \\ \hline \end{array}$$

## (イ) 特例控除額・(ウ) 申告特例控除額を求める際の割合

住民税の課税総所得金額※1－人的控除差調整額※2	特例控除率	申告特例控除割合
1,950,000円まで	84.895%	84.895分の5.105
1,950,001円から 3,300,000円まで	79.79%	79.79分の10.21
3,300,001円から 6,950,000円まで	69.58%	69.58分の20.42
6,950,001円から 9,000,000円まで	66.517%	66.517分の23.483
9,000,001円から18,000,000円まで	56.307%	56.307分の33.693
18,000,001円から40,000,000円まで	49.16%	
40,000,001円から	44.055%	

※1 総所得金額から所得控除額を差し引いた金額です。(21頁参照)

※2 所得税と住民税の人的控除の差の合計金額です。差額の詳細については7頁参照。  
合計所得金額が2,400万円を超える場合も基礎控除の人的控除差は5万円です。

### 条例で指定する団体について

- ・東京都が条例で指定する団体について  
⇒対象団体については、東京都へお問い合わせください。
- ・世田谷区が条例で指定する団体について  
⇒対象団体については、世田谷区のホームページの「寄附金税額控除について」のページ内にある「条例指定寄附金対象団体一覧表」にてご確認ください。



### 控除を受けるには

#### 申告により控除を受ける方

ふるさと納税ワンストップ特例制度(詳細は46、47頁参照)によらない寄附金税額控除を受けるためには、管轄の税務署に確定申告をすることが必要となります(確定申告書の第二表「住民税・事業税に関する事項」内にある「都道府県、市区町村への寄附」欄の該当項目にも必ずご記入ください)。記入方法については73頁参照。

なお、税務署へ確定申告をした方は、区役所への申告は不要ですが、所得税が課税されずに住民税のみが課税される方は、区役所への申告が必要となります。どちらも受領書又は寄附金控除に関する証明書の添付が必要です。

#### ワンストップ特例制度で控除を受ける方

ふるさと納税をする際に「寄附金税額控除に係る特例申請書」を各寄附先の地方公共団体に提出してください。申請書の記入方法につきましては、寄附先の地方公共団体にご確認ください。

## ふるさと納税ワンストップ特例制度

給与所得者や年金所得者の方で確定申告不要な方が、総務大臣が指定した都道府県・区市町村に対する寄附(ふるさと納税)をした場合、寄附先の自治体が寄附をした本人に代わり住民税を課税する自治体に寄附金控除の申請をする制度です。

この制度を使った場合は、およそ所得税の寄附金控除による減額に相当する金額を住民税の控除金額と合算して所得割額より控除します。

### 対象となる方

- 以下の3つすべてを満たす方
- ①所得が給与所得・年金所得のみ
  - ②確定申告および特別区民税・都民税の申告の必要がない
  - ③ふるさと納税の寄附先自治体が5カ所まで

### 対象とならない方

- ・確定申告をする方
  - ・特別区民税・都民税の申告をする方
  - ・ふるさと納税の寄附先自治体が6カ所以上
- ※ワンストップ特例申請後に上記の手続きを行った場合は、当申請が無効になりますのでご注意ください。  
 ※対象とならない方は、確定申告により寄附金控除の申告をしてください。その際、確定申告書第二表の住民税・事業税に関する事項の都道府県、市区町村への寄附欄に寄附金額をご記入ください。73頁参照



控除の上限額の目安は、総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」で確認できます。



### ■全額控除されるふるさと納税額(年間上限)の目安

<ふるさと納税ポータルサイトより>

年収	ふるさと納税を行う方の家族構成		
	独身または共働き	夫婦+子1人(高校生)	共働き+子2人(大学生と高校生)
300万円	2万8000円	1万1000円	7000円
500万円	6万1000円	4万円	3万6000円
700万円	10万8000円	7万8000円	7万5000円



世田谷区のホームページで住民税額の試算ができます。  
ふるさと納税による寄附金税額控除の額も試算できます。  
 試算した税額は確定額ではありません。



### ふるさと納税に関する問い合わせ先について

- 寄附金税額控除について  
課税課第1係～第3係…電話番号等は78頁参照(担当区域の係にご連絡ください)
- 区への寄附金、ふるさと納税の全般的な内容について  
世田谷区ふるさと納税サポート室…電話：050-3628-2356(平日午前9時～午後5時45分)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \hline \end{array} \quad (\text{千円未満切捨て})$$

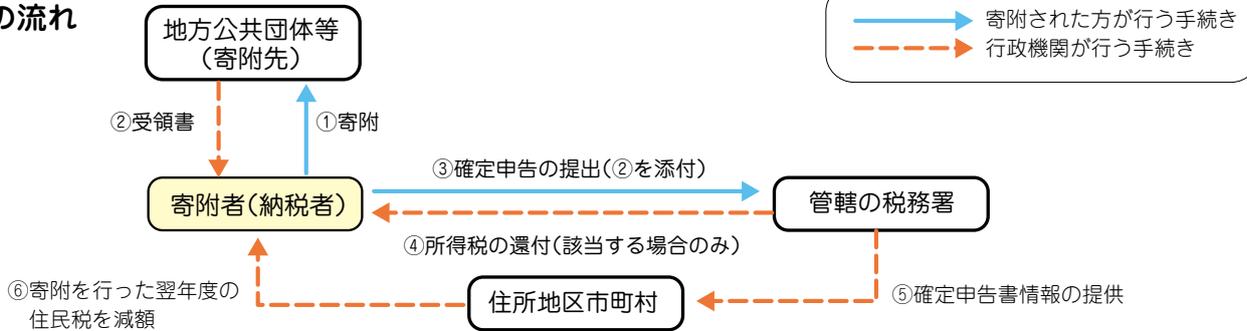
$$\times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除など} \\ \hline \end{array}$$

$$= \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年税額} \\ \hline \end{array}$$

## ふるさと納税について確定申告をした場合とワンストップ特例制度の違い

### 確定申告をして寄附金税額控除を受ける場合

#### ■申告の流れ



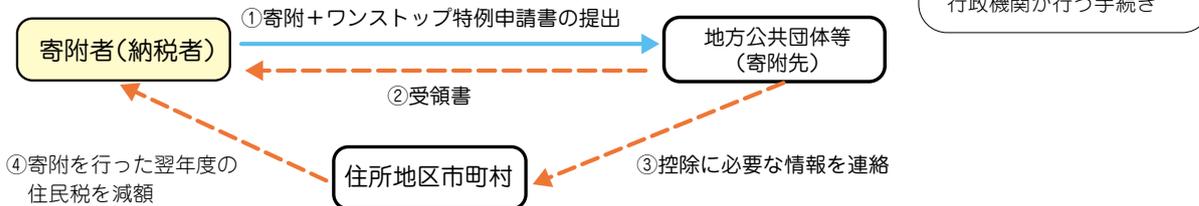
#### ■税額控除金額のイメージ

<b>寄 附 額</b>					
適用下限額 2,000円	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">【所得税】【復興所得税】 所得税控除による軽減 (「寄附金額-2,000円」×所得税の限界税率)*</th> <th style="width: 50%;">【住民税】 税額控除</th> </tr> <tr> <td>(ア) 基本控除</td> <td>(イ) 特例控除 (住民税所得割額(調整控除後)の20%が上限)</td> </tr> </table>	【所得税】【復興所得税】 所得税控除による軽減 (「寄附金額-2,000円」×所得税の限界税率)*	【住民税】 税額控除	(ア) 基本控除	(イ) 特例控除 (住民税所得割額(調整控除後)の20%が上限)
【所得税】【復興所得税】 所得税控除による軽減 (「寄附金額-2,000円」×所得税の限界税率)*	【住民税】 税額控除				
(ア) 基本控除	(イ) 特例控除 (住民税所得割額(調整控除後)の20%が上限)				

※所得税の限界税率とは、寄附された方に適用される所得税の最高税率をいいます。

### ワンストップ特例制度により寄附金税額控除を受ける場合

#### ■申告の流れ



#### ■税額控除金額のイメージ

<b>寄 附 額</b>							
適用下限額 2,000円	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="3">【住民税】 税額控除</th> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">(ア) 基本控除</td> <td style="width: 33%;">(イ) 特例控除 (住民税所得割額(調整控除後)の20%が上限)</td> <td style="width: 33%;">(ウ) 申告特例控除 (所得税の控除相当分)</td> </tr> </table>	【住民税】 税額控除			(ア) 基本控除	(イ) 特例控除 (住民税所得割額(調整控除後)の20%が上限)	(ウ) 申告特例控除 (所得税の控除相当分)
【住民税】 税額控除							
(ア) 基本控除	(イ) 特例控除 (住民税所得割額(調整控除後)の20%が上限)	(ウ) 申告特例控除 (所得税の控除相当分)					

## ⑤ 外国税額控除

外国で得た所得に対して、その国の所得税などを納めている場合、日本国内においても所得税や住民税を課税してしまうと国際間の二重課税になってしまいます。これを調整するために、一定の方法によって外国税額を所得割額から差引くことができます。(確定申告が必要です。)

## ⑥ 調整措置

所得割の非課税基準の金額を若干上回る所得を有する場合、所得金額から所得割額を控除した金額が、非課税基準の金額を下回ることのないよう税額を減ずる措置です。

## ⑦ 株式等譲渡所得割額または配当割額の控除

---

すでに証券会社等から特別徴収されている上場株式等の譲渡所得や配当所得を申告した場合、所得割額から特別徴収で差引かれている株式等譲渡所得割額・配当割額の金額を控除します。

控除しきれない額は均等割額に充当し、充当しきれなかった額は還付します。

確定申告をして株式等譲渡所得割額・配当割額を住民税で適用する場合は、必ず第二表の住民税・事業税に関する事項欄にご記入ください。

※株式等譲渡所得・配当所得については39～40頁参照

※確定申告書第二表の書き方については72～73頁参照

## 10 住民税を計算してみましょう

ここでは今までの説明を参考に、世田谷さん一家をモデルにして、実際に住民税を計算してみましょう。



(例) 世田谷 一郎さん (43歳)

給与収入	6,700,000円
社会保険料支払額	462,650円
一般生命保険料支払額 (平成23年12月31日以前契約締結分)	130,000円
個人年金保険料支払額 (平成24年1月1日以降契約締結分)	80,000円
地震保険料支払額	15,800円
妻 千歳さん (43歳) パート収入	900,000円
長男 代介さん (19歳)	
長女 桜さん (14歳)	
父 喜多郎さん (同居 71歳) 年金収入	1,200,000円

### 所得

#### 給与所得

給与所得の計算式 (22頁) より

$$6,700,000円 \times 90\% - 1,100,000円 = \underline{4,930,000円} \cdots A$$

### 所得控除

社会保険料控除(31頁) ……支払った保険料の全額が控除の対象となります。 462,650円

生命保険料控除(32、33頁) ……計算式より、支払った旧契約の一般生命保険料が70,001円以上なので適用限度額の35,000円、新契約の個人年金保険料が56,001円以上なので適用限度額の28,000円、あわせて 63,000円 になります。

地震保険料控除(33頁) ……計算式より、 $15,800円 \times 1 / 2 = \underline{7,900円}$  になります。

配偶者控除(34頁) ……妻の所得は給与所得の計算式(22頁)より、350,000円になります。所得が48万円以下であり、納税者である一郎さん本人の合計所得金額が1,000万円以下のため、配偶者控除が受けられます。  
330,000円(人的控除差(7頁)5万円……**A**)

扶養控除(35頁) ……長男は、年齢が19歳なので特定扶養控除が受けられます。  
450,000円(人的控除差18万円……**I**)

長女は、年齢が14歳なので年少扶養となり、扶養控除はとれません。父は、年金収入から雑所得の計算式(23頁)により、所得は10万円になります。また年齢が71歳で、同居しているので老人扶養控除の「同居老親等」に該当します。450,000円(人的控除差13万円……**ウ**)

基礎控除(37頁) ……430,000円(人的控除差5万円……**工**)

所得控除合計 ……2,193,550円 ……**B**

## 課税標準額

$$A - B = 4,930,000円 - 2,193,550円 = 2,736,450円 \quad 1,000円未満切捨により2,736,000円 \cdots C$$

## 算出税額 (38頁)

$$\text{特別区民税調整控除前所得割額} \quad C \times 6\% = 2,736,000円 \times 6\% = 164,160円 \cdots D$$

$$\text{都民税調整控除前所得割額} \quad C \times 4\% = 2,736,000円 \times 4\% = 109,440円 \cdots E$$

## 調整控除額 (42頁)

$$\text{合計課税所得金額} \quad 2,736,000円 \cdots C$$

※世田谷一郎さんには、課税退職所得、課税山林所得がないため、課税標準額 (C) が合計課税所得金額になります。

$$\begin{aligned} & \text{所得税との人的控除額の差 (ア～エ) の合計} \\ & = 5万円(ア) + 18万円(イ) + 13万円(ウ) + 5万円(エ) \\ & = 410,000円 \cdots F \end{aligned}$$

$$C = 2,736,000円 > 200万円 \quad (\text{合計課税所得金額が200万円超に該当})$$

$$F - (C - 200万円) = 410,000円 - (2,736,000円 - 2,000,000円) = \triangle 326,000円$$

$$\triangle 326,000円 < 50,000円$$

$$50,000円 \quad (5万円未満の場合は5万円)$$

特別区民税調整控除額

$$50,000円 \times 3\% = 1,500円 \cdots G$$

都民税調整控除額

$$50,000円 \times 2\% = 1,000円 \cdots H$$

※人的控除差については、7頁参照

## 年税額

$$\begin{aligned} \text{特別区民税所得割額} \quad D - G &= 164,160円 - 1,500円 = 162,660円 \\ & \quad 100円未満切捨により162,600円 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{都民税所得割額} \quad E - H &= 109,440円 - 1,000円 = 108,440円 \\ & \quad 100円未満切捨により108,400円 \end{aligned}$$

$$\text{特別区民税均等割額} \quad 3,000円$$

$$\text{都民税均等割額} \quad 1,000円$$

$$\text{森林環境税} \quad 1,000円$$

$$\text{年税額} \quad 162,600円 + 108,400円 + 3,000円 + 1,000円 + 1,000円 = \underline{\underline{276,000円}}$$

### ホームページ上で、あなたの住民税額がいくらになるか試算できます。

源泉徴収の内容や所得、控除等を入力すると、あなたの住民税を試算することができます。  
また、住民税の申告書も作成できます。

※ふるさと納税による寄附金税額控除の額も試算できます。

※試算した税額は確定額ではありません。参考としてご利用ください。



## 1 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）とは、原動機付自転車（総排気量125ccまたは定格出力1.0kW以下）、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車、雪上車（これらをまとめて軽自動車等といいます）を所有するとかかる税金です。

### （1）納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、区内に定置場がある軽自動車等を所有する個人および法人。ただし、割賦販売（ローン）により所有権が留保されている場合は、使用している人が所有しているものとみなして、使用者に課税されます。

### （2）申告と届出

#### ① 原動機付自転車（総排気量125ccまたは定格出力1.0kW以下）、小型特殊自動車

申告の内容	申告に必要なもの					
	販売 証明書	廃車申告 受付書	譲渡 証明書	標識 (ナンバープレート)	標識交付 証明書	届出者の 本人確認書類
新規登録	●					●
転入	廃車手続き済	●				●
	未廃車			●	●	●
譲受け	廃車手続き済	●	●			●
	未廃車		●	●	●	●
廃車				●	●	●

◆受付場所 →78、79頁参照(登録・廃車窓口)

※事情により世田谷区に住民登録ができないが、世田谷区内に原動機付自転車等を置かれる場合は、住民登録している住所を確認できるもの（マイナンバーカード、住民票または住民登録地の記載のある免許証）と、原動機付自転車等を置かれる住所を確認できるもの（駐輪場契約書、アパート賃貸借契約書、公共料金の請求書、到達郵便物など）が必要になります。また、これまで世田谷区で原動機付自転車等の登録のない法人の方が登録する場合も、住所を確認できるもの（法人の登記事項証明書、公共料金の請求書、到達郵便物など）が必要になります。

※廃車の際、ナンバープレートを紛失等で返却できない場合、200円の弁償金を納めていただきます。

#### ！ 改造で排気量を変更した原動機付自転車の登録

改造した原動機付自転車を登録する場合、ご本人の申立てだけでなく、必ず改造した事実を証明する書類が必要になります。証明書等がない限り、登録は受け付けられません。改造の内容により必要な書類は異なりますので、詳しくは課税課管理係（78頁参照）へお問い合わせください。

なお、区が交付する原動機付自転車等の標識については、軽自動車税（種別割）の課税対象となっていることを示すものであり、改造した車両が、道路運送車両法の保安基準等を満たすことを示すものではありません。

#### ② 軽自動車、総排気量125ccを超える二輪車

車種	軽自動車（三輪・四輪）	総排気量125ccを超える二輪車
届出先	軽自動車検査協会東京主管事務所 〒108-0075 港区港南3-3-7 電話:050-3816-3100 FAX:03-6712-8625	関東運輸局 東京運輸支局 〒140-0011 品川区東大井1-12-17 登録ヘルプデスク:050-5540-2030 FAX:03-3471-6320

軽自動車、総排気量125ccを超える二輪車を取得・廃車した場合、または氏名・住所等に変更が生じた場合は、上記の届出先で手続きをしてください。

#### ！ 上記の届出を東京都外（他道府県）で行った場合

東京都外（他道府県）で抹消、譲渡、転出などの手続きを行うときは旧登録地（世田谷区）への税止め手続きが必要です。「軽自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）」「自動車検査証返納証明書」「軽自動車届出済証返納証明書」「新・旧自動車検査証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し）」のうちいずれか1つの写しを課税課管理係（78頁参照）へ郵送かファックスでお送りください。

### (3) 納税方法

毎年、5月中旬に納税通知書を発送し、納期限の5月31日(金融機関の休業日にあたる時は、翌営業日)までに納めていただきます。

軽自動車税(種別割)は、普通乗用車のように月割課税ではなく、年額課税のため、4月2日以降に廃車・名義変更等の手続きをしても、その年度の税額は納めていただくことになります。

### (4) 減 免

軽自動車等を所有している障害のある方、または同一生計の方(障害のある方のために使用している場合に限る)、構造が専ら身体障害のある方の利用に供するための軽自動車等(車いす移動車)を所有している方、生活保護を受けている方、災害によって困窮状態の方、そのほか特別の事情がある方には、一定の要件を満たす場合軽自動車税(種別割)を減免する制度があります。減免を申請する場合は、納期限までに申請してください。

なお、前年度減免を受けた方には、課税課管理係より5月に申請書をお送りします。

### (5) 税 額

#### ① 原動機付自転車等

※平成28年度から年税額が改定されました。

車両の種類	内 容	年 税 額
原動機付自転車	・ 総排気量が50cc以下または定格出力が0.6kW以下のもの (特定小型原動機付自転車の要件を満たすものを含む) ・ 総排気量が125cc以下かつ最高出力4.0kW以下のもの	2,000円
	総排気量が50ccを超え90cc以下または 定格出力が0.6kWを超え0.8kW以下のもの	2,000円
	総排気量が90ccを超え125cc以下または 定格出力が0.8kWを超え1.0kW以下のもの	2,400円
	ミニカー(三輪以上、総排気量が20ccを超え50cc以下または定格出力 が0.25kWを超え0.6kW以下のもので、ミニカーの要件を満たすもの)	3,700円
軽自動車	軽二輪(総排気量が125ccを超え250cc以下のもの)	3,600円
	雪上車(スノーモービル)	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業車(コンバインなど乗用装置のあるもの)	2,400円
	その他の車両(フォークリフトなど)	5,900円

#### ② 軽自動車(三輪以上)

※グリーン化特例(軽減税率)対象外のもの

車両の種類	内 容	年 税 額 (次頁の【重課適用早見表】もあわせてご覧ください。)			
		あ(旧税率)	い(新税率)	う(重課)	
		平成26年度以前に最初の車 両番号の指定を受けて13年 を経過するまでのもの	平成27年4月1日以降に最 初の車両番号の指定を受 けてから13年を経過する までのもの	最初の車両番号の指定を受 けてから13年を経過したも の※(平成28年度より適用)	
軽自動車 (二輪を除き 660cc以下)	三輪		3,100円	3,900円	4,600円
	四輪 以上 乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪 以上 貨 物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
営業用		3,000円	3,800円	4,500円	

※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッド・被けん引の車両については、当分の間重課から除きます。

【重課適用早見表】 この表は、前頁の(5)②軽自動車（三輪以上）に対応しています。

車両番号 指定年月		課 税 年 度 (令和)															
		7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)	12年度 (2030年度)	13年度 (2031年度)	14年度 (2032年度)	15年度 (2033年度)	16年度 (2034年度)	17年度 (2035年度)	18年度 (2036年度)	19年度 (2037年度)	20年度 (2038年度)	21年度 (2039年度)	
平成	23年度 (2011年度)																
	24年度 (2012年度)																
	25年度 (2013年度)																
	26年度 (2014年度)																
	27年度 (2015年度)																
	28年度 (2016年度)																
	29年度 (2017年度)																
	30年度 (2018年度)																
令和	元年度 (2019年度)																
	2年度 (2020年度)																
	3年度 (2021年度)																
	4年度 (2022年度)																
	5年度 (2023年度)																
	6年度 (2024年度)																
	7年 (2025年度) 4月1日																
	7年 (2025年) 4月2日以降																

う (重課)

車両の種類		年税額
三輪		4,600円
四輪以上	乗用 自家用	12,900円
	乗用 営業用	8,200円
貨物	自家用	6,000円
	営業用	4,500円

あ (旧税率)

車両の種類		年税額
三輪		3,100円
四輪以上	乗用 自家用	7,200円
	乗用 営業用	5,500円
貨物	自家用	4,000円
	営業用	3,000円

い (新税率)

車両の種類		年税額
三輪		3,900円
四輪以上	乗用 自家用	10,800円
	乗用 営業用	6,900円
貨物	自家用	5,000円
	営業用	3,800円

その他の区税

第4章

③ 軽自動車（三輪以上）

※グリーン化特例（軽減税率）対象のもの

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに新車で購入したグリーン化特例（軽減税率）対象車両の令和7年度分の税額は下表のとおりとなります。

なお令和7年度にグリーン化特例の対象となった車両の令和8年度以降の年税額は、上記 **い** の各車両の種類別の年税額となります。

車両の種類	内 容		年 税 額(令和7年度分)		
			電気軽自動車・ 天然ガス軽自動車 ※	ガソリン車・ハイブリッド車で、平成30年排出ガス基準50%低減達成車 または平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る	令和12年度燃費基準70%達成車 かつ令和2年度燃費基準達成車
軽自動車 (二輪を除き 660cc以下)	三 輪		1,000円	2,000円 (乗用営業用のみ)	3,000円 (乗用営業用のみ)
	四輪以上	乗 用 自家用	2,700円	-	-
		乗 用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨 物	自家用	1,300円	-	-
営業用		1,000円	-	-	

※平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ当該基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。または平成30年排出ガス保安基準に適合するもの。

## ② 軽自動車税（環境性能割）

三輪以上の軽自動車を取得した時に課税される税金で、税率は燃費基準値達成度等に応じて決定されます。当分の間は、東京都が賦課徴収を行います。

### (1) 納税義務者

新車・中古車問わず取得価額が50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得した場合に、その車両の取得者に課税されます。これまでの自動車取得税と同様、軽自動車の取得時に申告が必要です。

### (2) 税率

軽自動車の取得価額に下記の表に示す税率を乗じた額が課税されます。税率は環境性能に応じて決定されます。

軽自動車税(環境性能割)の税率(令和7年1月1日～令和8年3月31日)				
区 分			税 率	
			自家用	営業用
電気自動車(燃料電池自動車を含む)、天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減達成又は平成30年排出ガス基準適合車、プラグインハイブリッド自動車)			非課税	非課税
ガソリン 自動車 (ハイブリッド 自動車を含む)	平成30年排出ガス 基準50%低減達成車 又は平成17年排出 ガス基準75%低減 達成車	令和12年度燃費基準95%達成 かつ令和2年度燃費基準達成		
		令和12年度燃費基準90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	1%	非課税
		令和12年度燃費基準85%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
		令和12年度燃費基準80%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2%	0.5%
		令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2%	0.5%
		令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	3%	1%
		令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	3%	2%
上記以外				2%

※この表は乗用車の税率表です。トラックの税率については東京都主税局のホームページをご覧ください。

### 3 特別区たばこ税

たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金です。たばこの価格には、特別区たばこ税、都たばこ税、国たばこ税、たばこ特別税、そして消費税が含まれています。たばこを買うと同時に、これらの税金を一緒に納付していることになります。

特別区たばこ税は、たばこ製造業者などが世田谷区内の小売店に販売したたばこの本数により計算されます。

#### 【税率】

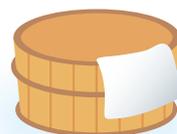
税目	税率（1,000本当たり）
地方たばこ税	7,622円
<b>特別区たばこ税</b>	<b>6,552円</b>
都たばこ税	1,070円
国たばこ税 (たばこ特別税含む)	7,622円

世田谷区内で販売された**たばこ**の特別区たばこ税は世田谷区の財源となり区政に役立てられています。



### 4 入湯税

入湯税は鉱泉浴場の入湯行為に対して課税される税金です。世田谷区での税額は1人1日につき150円です。12歳未満の子どもや共同浴場、一般の公衆浴場、施設の利用料金が1,200円以下の場合、かかりません。区内では2施設が該当しています。



## 1 納税のしくみ

住民税の納税には、普通徴収と特別徴収の2つの方法があります。

### (1) 自営業などの方は…普通徴収(個人納付)

自営業などの方を対象にした納税方法を「普通徴収」といいます。

区役所から納税者ご本人に「納税通知書」により税額を通知します。通知された税額を6月・8月・10月・翌年1月の4回の納期に分けて納めていただきます。また、6月に一括納付もできます。

### (2) 給与所得者の方は…給与特別徴収

給与所得者の方を対象にした納税方法を「特別徴収」といいます。

区役所から「特別徴収税額通知書」により勤務先(事業主＝特別徴収義務者)などを通じてご本人に税額を通知します。

税金は、6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給与から差引き、勤務先が区役所へ納入します。

公的年金等を受給されている方は、公的年金からの差引き(年金特別徴収)で納めていただく場合があります。…18頁参照

## 2 納税の窓口・方法

### 現金での納付

#### (1) 銀行、信用金庫等(特別区指定金融機関、特別区公金収納取扱店、共通納税対応金融機関)

※共通納税対応金融機関については、eLTAXホームページをご覧ください。

#### (2) 全国のゆうちょ銀行・郵便局

#### (3) 区役所の納付窓口(78、79頁参照)

※納付できるのは月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)の開庁時間(午前8時30分～午後5時)内です。

※まちづくりセンターでは納付できません。

#### (4) コンビニエンスストア等(50音順)

セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ローソン、MMK(マルチメディアキオスク)設置店

### キャッシュレス決済での納付

#### (1) スマートフォン決済アプリで納付書表面のeL-QRを読み取って納付する



←対応しているアプリは地方税お支払サイトの「スマートフォン決済アプリ一覧」をご覧ください。

#### (2) 地方税お支払サイト(右の二次元コード)から納付する

※地方税お支払サイト内で、納付書表面のeL-QRを読み取るか、eL番号を入力し、案内に沿って納付してください。



クレジットカード インターネットバンキング  
ATM(Pay-easy(ペイジー))など

### キャッシュレス決済の注意事項

- 領収証書が発行されませんので、必要な方は上記(1)～(4)にて現金で納付してください。
- 納付上限額、決済手数料は使用するアプリや支払方法などによります。
- 軽自動車税(種別割)の納税証明書(継続検査用)をお急ぎで必要な方は、上記(1)～(4)にて現金で納付してください。



※指定期限を過ぎてしまうと納付できない場合があります。  
←納付方法に関する詳細は、世田谷区ホームページをご覧ください。

### 3 便利な口座振替 (※軽自動車税(種別割)、特別徴収分を除く)

普通徴収分の住民税の納付方法として、指定の預貯金口座から自動引落としする「口座振替(自動払込)」をご利用いただけます。ただし、一部の金融機関はお取り扱いができません。詳しくはお問い合わせください。(78頁 納税課収納・税証明係)

納税義務者がお亡くなりになった場合には、口座振替は利用できません。

#### (1) 申込方法

以下①～④のいずれかの方法で申込みができます。

##### ① Web口座振替受付サービスによる申込み

パソコンやスマートフォンから、口座振替の申込みができるサービスです。詳しくは世田谷区のホームページをご覧ください。右QRコード参照



##### ② 郵送による申込み

口座振替依頼書(はがき)に必要事項を記入し、ポストに投函してください。

※口座振替依頼書(はがき)は、毎年6月にお送りする納税通知書に同封しているほか、区から郵送または窓口でお渡ししています(世田谷区のホームページからもダウンロードできます)。

##### ③ 納税課窓口で申込み

キャッシュカードだけで口座振替の申込みができます。受付時、本人確認のため、マイナンバーカードや運転免許証、健康保険証(経過措置期間中に限る)、資格確認書などの提示が必要になります。

※キャッシュカードで申込みできる金融機関

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、横浜銀行、ゆうちょ銀行、昭和信用金庫、世田谷信用金庫、芝信用金庫、目黒信用金庫、東京シティ信用金庫、城南信用金庫

##### ④ 金融機関の窓口で申込み

口座振替依頼書(複写用紙)に必要事項を記入し、通帳と金融機関届出印を持参のうえ、金融機関の窓口へ提出してください。※口座振替依頼書(複写用紙)は、世田谷区内の金融機関窓口に置いてあります。また、区から郵送または窓口でお渡しすることもできます。

#### (2) 振替方法と申込期限

① 全期分(1年分)を第1期の納期限に一括で納める。

② 各期で年4回に分けて納める。

〔令和7年度〕

振替期別	申込期限(はがき)	申込期限(WEB)
全期前納(6月30日)	4月10日	5月31日
第1期(6月30日)	4月10日	5月31日
第2期(9月1日)	7月1日	7月31日
第3期(10月31日)	9月1日	9月30日
第4期(翌2月2日)	11月15日	12月31日

#### (3) 申込み後の変更や取消し

振替口座の変更や取消、振替方法の変更を希望される場合は届出が必要なため、お問い合わせください。(78頁の納税課収納・税証明係へ)

振替不能が長期間にわたり続いた場合、口座振替の契約を停止する可能性があります。停止となった場合には、再度申込みが必要となります。

## 4 納税相談など

生活困難や事業不振などの理由で、納期限までに納付することが困難な場合は、次のような納付方法をとることができます。

電話もしくは来庁により納税課の窓口でお早めにご相談ください。…78頁参照

### (1) 納税の猶予

#### ① 徴収猶予（地方税法第15条）

納税者や特別徴収義務者が、次のような事情により納税が困難な場合には、申請により、原則として1年以内に限り、納税が猶予されるものです。

- 災害や盗難にあったとき
- 本人や家族が病気にかかったり、負傷したとき
- 事業の休廃止、または、著しい損失を受けたとき
- 以上の事実に類する事情があったとき
- 法定納期限（第1期分の納期限）から1年を経過した後に税額が確定した場合で一時に納付できないとき

猶予期間中は、新たな督促や差押えなどの滞納処分をされることがなく、延滞金も軽減されます。

#### ② 申請による換価の猶予（地方税法第15条の6）

納税者や特別徴収義務者が「徴収猶予」に該当しない場合で、次に掲げる要件の全てに該当する場合は、申請により、原則として1年以内に限り換価が猶予される場合があります。

（※換価とは、差押財産を滞納税に充てるために金銭化する措置です。）

- 区の徴収金を一時に納税することにより、その事業の継続またはその生活の維持を困難にするおそれがあるとき
- 申請にかかる区の徴収金以外に区の徴収金の滞納がないこと
- 納期限から6か月以内の申請であること

猶予期間中は、新たな差押えなどの滞納処分を猶予されることがあり延滞金も軽減されます。

※納税の猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供を求める場合があります。

### (2) 分割納付

納税の猶予とは別に、区から通知した税金を、それぞれの納期限どおりに納めることが難しい場合は、1回の金額を減らして回数を増やすなど、分割して納税する方法があります。

分割して納付する場合も、当初の期別納期限が過ぎたものは、督促状の送付、延滞金の加算があります。…59頁参照

### (3) 減免（世田谷区特別区税条例第36条・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条）

減免制度は、納税の猶予等によっても、なお納税が困難であると認められるような税負担能力が著しく減少した人などについて、申請により、その事情に応じて税負担の軽減や免除を行うものです。特別徴収義務者は適用されません。

減免できるのは、納期限が過ぎていない税金に限られます。すでに納期限が過ぎ、滞納となっている税金は対象になりません。

納税される方が、次のような状況になったときは、減免制度が適用されます。（ただし、事情によっては、適用にならない場合もあります。）

- ① 生活保護法による扶助を受けた場合
- ② 働くことが困難な事情(疾病、傷害等)があり、かつ他に収入、財産がない場合
- ③ 災害(火災、風水害等)にあった場合で一定以上損害を受けた場合等

## 5 納税が遅れたときは

### (1) 延滞金（地方税法第326条・第463条の24）

住民税や軽自動車税(種別割)を定められた納期限内に納められなかった場合、その遅延した日数に応じた延滞金が税額に加算されます。

この措置は、納期限内に納めた納税者と公平を図るために設けられたものです。

	納期限後1か月以内	納期限後1か月後
本 則	7.3%	14.6%
令和3年以降の特例※	延滞金特例基準割合+1.0% (上限7.3%)	延滞金特例基準割合+7.3% (上限14.6%)
令和7年の延滞金	2.4%	8.7%

税額が2,000円未満の場合、または延滞金が1,000円未満の場合は加算されません。

※利率は、当分の間、特例を適用するものとされています。

#### [ 延滞金特例基準割合 ]

延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合となります。

令和6年11月の告示が0.4%のため、令和7年の延滞金特例基準割合は年1.4%です。

### (2) 督促状（地方税法第329条・第463条の25）

納期限までに住民税や軽自動車税(種別割)を完納されない場合は、法律に基づき督促状を送付します。

※分割納付中であっても、当初の期別納期限が過ぎたものについては、督促状を送付します。

### (3) 滞納処分（地方税法第331条・第463条の27）

督促状の送付後、10日を経過した日までに完納されない場合には、法律に基づき、滞納している方の財産を差押えたうえ、住民税や軽自動車税(種別割)に充てることとなります。

### (4) その他

そのほか、納期限までに住民税が完納されない場合は、催告書の送付、世田谷区電話催告センターからの電話、AIオートコール、訪問やSMSで納付のご案内をします。

## 6 過誤納金の還付、充当

住民税や軽自動車税(種別割)の過誤納金は、還付します。ただし、定められた納期限内に納められなかった住民税や軽自動車税(種別割)がある場合には、その住民税や軽自動車税(種別割)に充当することとなります。

※令和6年度以降の充当額には、委託納付額が含まれます。

過誤納金の発生理由により定められた日から還付決定をした日までの期間に応じ、還付加算金特例基準割合を用いて算出した還付加算金を加算します。(還付金の受取には還付通知書に同封されている請求書の提出が必要となります。)

**還付加算金 = 過誤納金額 (1,000円未満切り捨て) × 日数 × 還付加算金特例基準割合 ÷ 365日**

※還付加算金は、計算後の合計金額が1,000円未満の場合または過誤納金額が2,000円未満の場合には加算されません。100円未満の端数は切り捨てします。

#### [ 還付加算金特例基準割合 ]

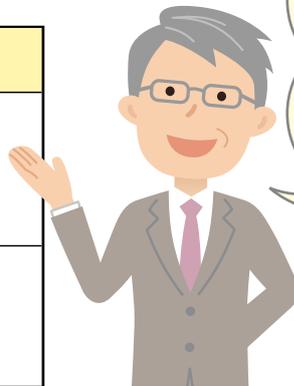
還付加算金特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年0.5%の割合を加算した割合となります。

令和6年11月の告示が0.4%のため、令和7年の還付加算金特例基準割合は年0.9%です。

## 1 世田谷区で発行する証明書

### (1) 証明書の種類

税の種類	証明書の種類
①特別区民税・都民税・森林環境税	・課税証明書 (非課税証明書) ・納税証明書
②軽自動車税(種別割)	・納税証明書 ・納税証明書 (継続検査用)



世田谷区で発行する税金の証明書は左表のとおりです。各種証明書は、金融機関への借入申請、都営住宅等の入居申請、軽自動車の車検の手続き等で取得が必要になる場合があります。

①の証明書は所得内容が記載されますので、所得の証明書として利用できます。証明書は、住民税の申告がない方には交付できません。

ただし、本人が税の申告をしていない場合で、税法上、扶養認定されている方は証明書を交付できますが、所得欄に金額の記載はありません。所得欄に金額の記載のある証明書が必要な方(所得がない場合や少額の場合でも)は住民税の申告が必要です。

### (2) 発行できる日

証明書は、すでに納税通知書、税額通知書が発付された年度の分のみ発行できます。令和7年度の納税通知書、税額通知書の発付は以下の日付に行いますので、証明書が必要な場合は、それまでお待ちいただくこととなります。

#### 《住民税の場合》

特別徴収の方(勤務先で毎月の給料から差引かれている方) …… 5月16日頃

普通徴収の方(直接金融機関などで納めている方・口座振替の方) …… 6月10日頃

〔証明書の発行日は、変更になる場合があります。〕

※マイナンバーカード専用証明書自動交付機、証明書コンビニ交付サービスにおける注意点

令和7年度については、システム上年度切替が1回のみとなる仕様のため、特別徴収及び普通徴収いずれも普通徴収の発付日である6月10日以降に証明書の取得が可能となります。

《軽自動車税(種別割)の場合》 …… 5月12日頃

## 2 その他の税証明書 …… 80頁参照

(1)「納税証明書その1~4」は、国税の証明書です。管轄の税務署にお問い合わせください。

(2)自動車税(種別割)、個人事業税など都税の証明書は都税事務所にお問い合わせください。

※固定資産税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税について、市町村では市町村税として課税しますが、東京23区では都税として課税しています。

(3)23区内にある土地家屋の「評価証明書」については、都税事務所にお問い合わせください。

## 3 税金の証明書が必要なとき

### (1) 税金の証明書の発行場所

#### ① 窓口およびマイナンバーカード専用証明書自動交付機

証明書交付窓口(78、79頁参照)

※区役所納税課は窓口交付のみとなります。

手数料は、窓口交付は1通300円、マイナンバーカード専用証明書自動交付機は1通200円です。

#### ② マイナンバーカード専用証明書自動交付機のみ

桜丘区民センター、キャロットタワー住民票印鑑証明発行窓口(キャロットタワー2階)

#### ③ 取次ぎ発行窓口およびマイナンバーカード専用証明書自動交付機

まちづくりセンター(池尻、若林、上町、下馬、上馬、梅丘、代沢、新代田、松原、松沢、奥沢、九品仏、上野毛、深沢、祖師谷、船橋、喜多見、砧、上北沢、上祖師谷の20か所)

※マイナンバーカード専用証明書自動交付機を利用するには、世田谷区に住民登録があり、あらかじめマイナンバーカードに暗証番号を登録している必要があります。登録の詳細については、くみん窓口、出張所(79頁参照)へお問い合わせください。また、課税証明書(非課税証明書)は直近1年度、納税証明書は直近2年度のみ発行可能です。

…60頁参照

※取次ぎ発行窓口(まちづくりセンター)で交付する証明書は直近1年度の課税証明書(非課税証明書)のみです。申請できる方はその年度の1月1日(基準日)時点で世田谷区に居住し、世田谷区で課税・非課税の決定がされており、申請時に世田谷区に住民登録がある本人に限りますので、委任状を持参しての代理申請はできません。



#### ④ コンビニエンスストア

世田谷区に住民登録がある方で、マイナンバーカード(個人番号カード、76頁参照)(暗証番号登録済みのもの)をお持ちの方は、全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど(マルチコピー機が設置されている店舗に限ります。)のコンビニエンスストアで、課税証明書(非課税証明書)は直近1年度、納税証明書は直近2年度のみ発行できます。1通200円です。

※マイナンバーカード専用証明書自動交付機、コンビニエンスストアで取得された証明書の差し替えや返金はできません。手数料が無料となる証明書が必要な場合は、上記①の窓口で申請してください。

※納税証明書は、証明書の納付額に反映されるのに納付日から3週間程度要します。お急ぎの方は領収書をお持ちになり区役所納税課にお越しください。

※軽自動車税(種別割)の納税証明書はマイナンバーカード専用証明書自動交付機、コンビニエンスストアでは発行できません。軽自動車税(種別割)納税証明書の交付窓口(78、79頁)でのみ取り扱います。

### (2) 窓口での税金の証明書の交付申請時に必要なもの

① 来庁された方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証(経過措置期間中に限る)、資格確認書など)

② 本人以外の方が来庁される場合には申請者本人が、ボールペンなどで記入した委任状(62頁の書き方を参考にしてください。書式は区のホームページからダウンロードすることもできます。)

③ 1通につき300円の手数料

### (3) 取次ぎ発行窓口での税金の証明書の交付申請時に必要なもの

① 証明書が必要な方(本人)の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証(経過措置期間中に限る)、資格確認書など)

② 1通につき300円の手数料

#### (4) 委任状の書きかた（課税証明書の場合）

委 任 状		〇〇年〇〇月〇〇日
世田谷区長あて		
申請者	氏名 世田谷 たろう	
	生年月日 〇年〇月〇日	
	現住所 世田谷区世田谷4-21-27	
	（以下の住所は現住所と異なる場合のみ記入）	
	証明する年度の1月1日の住所	
	世田谷区世田谷4-〇-×	
	世田谷区からの転出先住所	
	神奈川県川崎市中原区〇-〇-〇	
私は、下記の者を代理人と定め、		
〇〇年度住民税課税証明書〇通の交付申請、		
および受領の権限を委任します。		
証明書の使用目的 児童手当申請のため〇〇市役所に提出		
代理人	氏名 世田谷はなこ	
	生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日	
	住所 世田谷区世田谷4-21-27	

※使用目的が以下の場合は手数料が無料となります。

- ・ 公的年金の受給手続
- ・ 児童手当
- ・ 児童扶養手当
- ・ 特別児童扶養手当
- ・ 入院時食事療養費
- ・ 職業安定所所長依頼（別途文書が必要です）
- ・ 妊産婦・乳児保健指導票申請
- ・ 軽自動車税（種別割）の納税証明書のうち、継続検査用

#### (5) 税金の証明書の郵送請求

申請者本人が以下のものを送付してください。委任状があっても代理申請は受け付けていません。

- ①申請書
- ②1通あたり300円の定額小為替
- ③返送先を記入し、切手を貼った返信用封筒
- ④本人確認資料のコピー（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証（経過措置期間中に限る）、資格確認書等）

※マイナンバーカード（個人番号カード）の場合は、裏面のコピーは不要です。

なお、通知カードは本人確認資料として使用はできません。

①の申請書は区のホームページからダウンロードできますが、便箋などに以下の項目を記載していただいたものでもかまいません。

- 証明書が必要な方の氏名・フリガナ  
1月2日以降に氏名の変更があった場合は証明書が必要な年度の同年の1月1日現在の氏名を併記し、氏名にフリガナをふってください。
- 生年月日 ● 現在の住所 ● 日中連絡のとれる電話番号
- 必要な年度の1月1日現在の住所（現在の住所と異なる場合で、課税証明書が必要な方は記載してください。）
- 世田谷区からの転出先住所  
納税証明書（軽自動車税含む）が必要かつ、区外に転出した方は記載してください。
- 必要な証明書の年度、種類、通数（例：〇年度課税証明書1通）
- 使用目的、提出先  
〔注〕令和7年度分の証明書が必要な場合は、令和7年1月1日時点の氏名、住所をご記入ください。証明書に記載される所得は、証明年度の前年の内容になります。令和7年度の証明書には令和6年1月1日～12月31日の所得が記載されます。  
軽自動車税（種別割）納税証明書および軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）は、次の事項も記載してください。
- 車両の標識番号

送付先 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所納税課収納・税証明係郵送担当

# 第7章 不服申立

特別区民税の賦課決定(税額の決定)や滞納処分(差押)について不服のある方は、区長に対して、文書により審査請求をすることができます。

手続きは、「審査請求書」を作成して、提出することになります。

## 1 主な処分に対する審査請求期間

	申立期間
賦課決定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、または差押にかかる決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3か月を経過した日のいずれか早い日
不動産等の差押	差押のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、またはその公売期日等のいずれか早い日

## 2 取消訴訟の提起について

処分の取消しの訴えは、世田谷区を被告として、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起する必要があります。

次の①～③に該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起できます。

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
- ②処分やその執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③その他裁決を経ないことに正当な理由があるとき

内容の詳細は、納税通知書などの各文書に印刷または同封してありますので、ご確認ください。

## ① 申告と税額について

### Q 1 世田谷区は住民税が高いと聞きましたが、本当ですか？

**A 1** 住民税は均等割額と所得割額の合計額ですが、それぞれの税率は法律に基づいており、原則としてどの区市町村でも同じです。税金が高くなるのは世田谷区に住んでいるからではなく、前年に比べて所得が増えたり、所得控除の額が減ったりしたことによります。

### Q 2 私は区役所で2月に申告しましたが、住民税の納税通知書がまだ届きません。どうしてですか？

**A 2** 提出いただいた申告書等に基づき税額を計算した結果、非課税となる場合があります。  
世田谷区では、非課税の方へは納税通知書をお送りしていません。  
(ご質問の方も非課税に該当したと思われます。) …10頁参照

### Q 3 自分で区役所に申告をしなくてよい場合はありますか？

**A 3** 次のいずれかに該当する方は申告をする必要がありません。 …11頁参照

- ①令和6年分の所得税(国税)の確定申告をした方
- ②令和6年分の所得が給与収入のみで、勤務先から世田谷区に給与支払報告書が提出されている方(給与支払報告書が提出されているかどうかは、勤務先の給与担当者にお問い合わせください。)
- ③令和6年分の所得が公的年金等の収入による雑所得のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除に変更・追加のない方

### Q 4 公的年金の収入が400万円以下のため、確定申告はしなくてよいのですが、住民税の申告はするのですか？

**A 4** 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の控除を申請する方、もしくは、公的年金以外に所得がある方は、住民税の申告が必要です。 …13頁参照

### Q 5 令和6年5月にふるさと納税の寄附をしました。どのような手続きを行えば良いですか？

**A 5** 所得税の確定申告書に受領書を添付し、管轄の税務署(80頁)へ提出してください。その際、確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」の「都道府県、市区町村への寄附」欄に寄附金額を記入してください。 …73頁参照  
※確定申告をしない方でふるさと納税の寄附先が5か所以内の方はふるさと納税ワンストップ特例制度をご利用いただけます。 …46,47頁参照

## ② 会社員と税金について

**Q 6** 私はサラリーマンなので住民税は給料から差引きされています。しかし、今回、普通徴収の通知が届きました。二重に課税されているのではないですか？

**A 6** 給与以外に所得（配当・不動産等）がある方は、給与と他の所得を合算して年税額を計算し、給与のみで計算した特別徴収分を差引いて、その差額分である普通徴収の納税通知書をご本人にお送りしています。なお、ご本人の希望により、給与からの差引きに変更・合算することは可能です。納期限前までに課税課へご連絡ください。

また、確定申告書で給与以外の所得分の住民税の納付については徴収方法の選択ができます。 ……73頁⑤参照

**Q 7** 私の勤めていた会社は昨年11月に倒産し、失業中です。現在失業保険で生活しています。今の状況で実際納めることはできないので、何か方法はないでしょうか？

**A 7** 納税通知書による税額は、昨年の収入により確定したものです。そのため、現在失業等の理由により収入が少なくても課税されます。しかし、納税が困難な方には、納付相談を受けています。相談を希望される方は、納期限までに納税課までお問い合わせください。

## ③ パート収入やアルバイト収入のある方について

**Q 8** パートやアルバイトの収入の場合、いくらから税金がかかりますか？

**A 8** パートやアルバイトをされている方の収入には、住民税は給与収入が100万円以下、所得税は123万円以下であれば税金かかりません。 ……10頁参照  
※令和6年分までは103万円以下

**Q 9** 妻がパートで働いています。妻がパートやアルバイトで得た給与等の収入金額によって、受けられる控除や控除額は変わりますか？

**A 9** 配偶者控除・配偶者特別控除を受けようとする場合は、下記2つの所得から、控除の適用可否、控除額が決まります。

- ① 配偶者のパート収入やアルバイト収入から計算される合計所得金額
- ② 納税者本人の合計所得金額

……34頁参照



## ④ 年金について

**Q10** 私は年齢が70歳、単身の年金受給者です。収入は年金のみです。年金がいくらまでなら住民税は非課税になりますか？

**A10** 65歳以上（昭和35年1月1日以前生まれ）の方は、前年の年金収入が155万円（合計所得金額が45万円）以下の場合、非課税となります。

なお、単身で65歳未満（昭和35年1月2日以降生まれ）の年金受給者の方は、年金収入が105万円以下の場合、非課税となります。

**Q11** 遺族年金は課税されますか？

**A11** 課税されません。住民税と所得税は通常すべての所得について課税されますが、公益上または政策上の理由から、あるいは税負担能力が薄弱であることなどの理由によりある特定の所得については課税されません。

遺族年金、障害年金、福祉年金、雇用保険の失業給付、通勤手当の一定額などは、課税されません。 ……10頁参照

このような収入のみの方は、区民税の申告をお勧めします。 ……11頁参照

## ⑤ 世田谷区から転出された方について

**Q12** 私は、8月に世田谷区から引っ越しました。世田谷区に住民税を1期分納めたので残りの納付書は捨ててよいのでしょうか？

**A12** 住民税は1月1日現在の住所地で課税します。課税した年税額を4回に分けて納めていただきます。したがって、残りの2、3、4期分も世田谷区に納めていただくこととなります。その年度分は他の区市町村から二重に課税されることはありません。

**Q13** 私は、令和6年11月に海外に転出しました。令和7年度も住民税は課税されるのですか？

**A13** 令和7年度住民税の賦課期日の令和7年1月1日に、生活の本拠となる住所がありませんので、原則、令和7年度住民税は課税されません。

ただし、出国期間、目的、居住等の状況から生活の本拠が世田谷区にあると実質的に判断できる方は、課税されます。詳しくは、課税課（78頁参照）にお問い合わせください。

**Q14** 私と家族は、今年の3月から長期にわたり海外に行くことになりました。住民税はどのように納めればよいのでしょうか？

**A14** 住民税は1月1日現在の住所地で課税されますので、1月2日以降国外に転出した場合でも納めていただくこととなります。原則としてご本人に代わって納税していただく「納税管理人」を定めて、「納税管理人申告書」を提出してください。詳しくは、課税課（78頁参照）にお問い合わせください。

## ⑥ 亡くなられた方の住民税について



**Q15** 夫は今年の2月に亡くなりましたが、妻の私に納税義務があるのでしょうか？

**A15** 住民税は1月1日を基準として課税されます。1月2日以降死亡された方でも納税義務があり、財産を相続した方が「相続人」として納税の義務を負うことになります。また、複数の相続人がいる場合は代表者を指定する届を提出し、納税していただきます。

ただし、相続の権利をすべて放棄した場合、納税義務はありませんので、放棄した旨を課税課までご連絡のうえ、必要書類のご提出をお願いします。

**Q16** 亡くなった夫の住民税を、相続人である妻の口座から口座振替できますか？

**A16** 亡くなられた方の住民税は口座振替できません。相続人あてにお送りする納付書で納付してください。

## ⑦ 令和7年度税制改正による住民税の定額減税について

**Q17** 令和7年度の定額減税はどのような仕組みですか？

**A17** 納税者義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下の場合に限り、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く)※1について、1人につき1万円を控除します。

※1 納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、配偶者(国外居住者を除く)の合計所得金額が48万円以下の方。

## ⑧ 税金の証明書について

### ▶ 課税証明書の発行

**Q18** 「課税証明書」が必要になったのですが、申告をしていないので、発行できないと言われました。どうしたらいいですか？

**A18** 「課税証明書」を発行するためには、住民税の申告をしていただき、それに基づいて課税、または、非課税の決定を行わなければなりません。すぐに申告してください。なお、課税証明書の発行は税額の計算等の事務処理が終わってからになります。

### ▶ 所得証明書の発行

**Q19** 資金の借入れのため「所得証明書」が必要です。「所得証明書」とれますか？

**A19** 「所得証明書」という名称のものは交付していません。世田谷区では、「課税証明書」と「納税証明書」を発行しています。課税証明書には所得額が記載されているので、所得を証明するものとして使用できます。どちらが必要かは提出先にご確認ください。

### ▶ 課税証明書発行の委任

**Q20** 知人に頼まれて、「課税証明書」をとりにきましたが断られてしまいました。私は善意でしているのになぜですか？

**A20** 個人情報保護のため交付申請ができるのは本人に限られます。家族の方であっても(他人の場合はもちろん)本人に代わって交付申請をする場合は委任状(62頁参照)が必要です。必ず申請者が書いた委任状をご用意ください。

### ▶ 転入後の課税証明

**Q21** 世田谷区に最近転入してきましたが「課税証明書」はとれますか？

**A21** 住民税は、毎年1月1日現在住んでいる区市町村で課税されます。したがって1月2日以降に世田谷区に転入された方については、その年は世田谷区で課税されていないため証明書の発行はできません。1月1日現在住んでいた区市町村にお問い合わせください。令和5年1月1日～12月31日の所得に基づく税額の証明については、「令和6年度」と表示し、令和6年1月1日～12月31日の所得に基づく税額の証明については、「令和7年度」と表示して証明します。

## ▶ 納税証明書をすぐにとりたい

**Q22** 税金を納めてすぐに「納税証明書」をとりたいのですが、どうしたらいいですか？

**A22** 住民税を銀行などで納めていただくと、区役所で入金を確認できるまでに、3週間程度要します。すぐに「納税証明書」が必要な場合は、住民税の納税証明書の交付窓口(78、79頁参照)へ領収書をお持ちいただくか、納税課の窓口での証明書の申請と同時に納めてください。ただし、平日(月～金)のみ対応可能です。土曜開庁窓口では受付出来ません。

## ▶ 継続検査用軽自動車税(種別割)納税証明書の再発行

**Q23** 継続検査用の軽自動車税(種別割)納税証明書を紛失してしまいました。再発行できますか？

**A23**

- (1) 再発行できます。毎年、5月に送付している世田谷区軽自動車税(種別割)納税通知書兼領収証書について「軽自動車税(種別割)納税証明書」を紛失した場合、**軽自動車税(種別割)の納税証明書**の交付窓口(78、79頁参照)で「継続検査用納税証明書」の交付を申請してください。出張所では軽自動車税(種別割)の納税証明書を交付しておりませんので、ご注意ください。
- (2) また、4月2日以降、区外から転入してきて、住所変更を関係機関で手続き済みの場合、世田谷区で発行する納税証明書がないと車検が受けられません。納税証明書が必要な方は、納税課収納・税証明係へご相談ください。 ……78頁参照

## ⑨ ふるさと納税について

**Q24** 世田谷区民でも世田谷区に対して「ふるさと納税」はできますか？

**A24** 世田谷区在住の方が世田谷区に対して寄附を行う場合も控除の対象となります。寄附金額のうち、適用下限2,000円を超える部分について一定金額を限度として、住民税、所得税の控除が受けられます。寄附金控除を受けるには、確定申告を行っていただくか、申告特例申請書を提出していただく必要があります(44～47頁参照)。  
※世田谷区への寄附金に関するお問い合わせ先は74頁参照。また、区のホームページ「区へのふるさと納税のご案内」からも詳細をご確認いただけます。

## ⑩ 軽自動車税(種別割)について

### 壊れたオートバイの処分

**Q25** オートバイが壊れたので処分したいと思います。どこか引き取ってくれるところがありますか？

**A25** まず、オートバイの廃車手続きを、区役所課税課管理係、東京運輸支局（排気量によって窓口が違います）で済ませてから、オートバイ販売小売店、古物商、オートバイのメーカー、あるいは、二輪車リサイクルコールセンター（050-3000-0727）のいずれかに連絡をして、処分してもらってください。（粗大ごみとしては出せません）

◎二輪車リサイクルシステムを利用して車両を廃棄する場合は、リサイクル料金の負担がありません。



### 身体障害者の方などの軽自動車税(種別割)減免

**Q26** 減免申請に必要な書類を教えてください。

**A26** 新規申請の場合、減免申請書、運転免許証の写し（マイナ免許証の場合は免許情報記録の写し）、障害者手帳等の写し（納税義務者と障害者が同一人である場合は省略可能な場合あり）、納税通知書、納税義務者のマイナンバーが確認できる書類が必要です。

納税通知書発付（5月11日頃）から納期限までに課税課の窓口または郵送（78頁参照）にてご申請ください。なお、申請は年度ごとに必要です。

**Q27** 私は去年、軽自動車税(種別割)の減免が承認されましたが、その後、運転免許証や障害者手帳等の更新をしました。今年度減免の申請をする際、それらの写しの添付は省略できますか？

**A27** 運転免許証や障害者手帳等の更新をされた方は、写しを添付していただくようお願いいたします。

## ▶ 原動機付自転車(原付バイク)の盗難

**Q28** 私の持っていた原付バイクが盗まれたのですが、どのような手続きが必要ですか？

**A28** 盗難にあったら、必ず警察署に盗難届を出し、原動機付自転車の廃車窓口(78、79頁参照)で廃車手続きをしてください。(警察署に盗難届をお出しになったときに、盗難届を出した警察署名、届出年月日、盗難届の受理番号を控えておいてください。)

盗難の場合は、警察署に盗難届を出した日にさかのぼって廃車され、ナンバープレートの弁償金(200円)は、必要ありません。

盗難届を出さないで廃車届をお出しになる場合は、一般の廃車と同様に届出のあった日をもって廃車となり、ナンバープレートの弁償金(200円)が必要になります。

## ▶ 譲ったオートバイの廃車手続き

**Q29** 友達にオートバイを譲ったのですが、名義変更をしてくれず、連絡がとれません。私が廃車の手続きをすることはできますか？

**A29**

(1) 原動機付自転車の場合

お手元にナンバープレート・標識交付証明書がないときは、本人確認ができるもの(運転免許証など)・ナンバープレートの弁償金(200円)をご持参のうえ、原動機付自転車の廃車窓口へお越しください。 ……78、79頁参照

(2) 125ccを超えるオートバイの場合

手続き先は運輸支局(51頁)となりますが、ナンバープレートなどが無いと、廃車手続きができないことがあります。

運輸支局へ相談し廃車の手続きができなかった場合は、税金を止める手続きが必要となりますので、区役所課税課管理係(78頁参照)へご相談ください。

みなさまからのお問い合わせが多い質問とその回答を世田谷区のホームページで調べることができます。



# その他

## ◆令和7年度から適用される特別区民税・都民税の主な税法改正

### 1 住民税の定額減税について

納税者義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下の場合に限り、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く)※について、1人につき1万円を控除します。

※ 納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、配偶者(国外居住者を除く)の合計所得金額が48万円以下の方。

### 2 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の延長

借入限度額について、19歳未満の子を有する世帯または夫婦のいずれかが40歳未満の世帯が令和6・7年に入居する場合には、令和4・5年入居の場合の水準(認定住宅：5,000万円、ZEH水準省エネ住宅：4,500万円、省エネ基準適合住宅：4,000万円)が維持されます。

また、合計所得金額が1,000万円以下の方に限り、新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和する措置について、建築確認の期限が令和6年12月31日に延長されます。

## ◆確定申告書第二表の書き方

確定申告書を税務署へ提出される方は、第二表の下部の住民税・事業税に関する事項もご記入ください。記入がない場合は、住民税での適用ができませんのでご注意ください。

[参考例-確定申告書の第二表] ※確定申告書の種類により形式が異なりますが、項目は同じです。

### ○ 配偶者や親族に関する事項(20~23、34、39、44)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住宅	住民税	その他
①		配偶者	明・大昭・平	障 特障	国外 年調 特個	同	①	居
②			明・大昭・平・令	障 特障	年調 特個		②	居

### ○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付	都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	③	円	円	④ 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑥ 円	⑥ 円
⑦	退職所得のある配偶者・親族の氏名		個人番号		続柄	生年月日	退職所得を除く所得金額	障害者	その他 寡婦・ひとり親
⑦			⑦		⑦	明・大昭・平	⑦	障 ⑦ 障	⑦ 寡婦 ⑦ ひとり親
事業税	非課税所得など	番号	所得金額	損益通算の特例適用前の不動産所得	前年中の開(廃)業開始・廃止	月日	他都道府県の事務所等		
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額			事業用資産の譲渡損失など					
⑧	⑧		⑧	⑧	⑧		⑧		
⑧	⑧		⑧	⑧	⑧		⑧		

① 同一生計配偶者がいる場合で、納税者の合計所得金額が1,000万円を超えるときは、「同一」を○で囲み、別居の場合は「別居」も○で囲んでください。

② 16歳未満の扶養親族についてご記入ください。  
16歳未満の扶養親族は、扶養控除の適用はありませんが、住民税の非課税判定や各種福祉サービス等(児童手当支給等)で必要になることがあります。35頁参照

③ 少額配当を含んだ配当の総額をご記入ください。

④ 配当割額や株式等譲渡所得割額の特別徴収済みの住民税額をご記入ください。48 頁参照

⑤ 主な給与の支払い元において、住民税の特別徴収をされている方で、他の所得(不動産、配当等)があり確定申告される方が、他の所得分の住民税も主な給与からの特別徴収を希望される場合は「特別徴収」に○をつけてください。

また、他の所得について、個人納付(普通徴収での納付)を希望される場合は、「自分で納付」に○をつけてください。

⑥ 確定申告をした寄附金控除を住民税で控除する場合は、該当する区分欄に寄附した金額をご記入ください。寄附先によって、記載する区分欄が違います。44 頁参照

寄附をした団体等が寄附金税額控除の対象となっていることが必要です。

世田谷区の条例で指定した団体は、世田谷区のホームページで確認できます。

東京都の条例で指定した団体は、東京都へお問い合わせください。

※確定申告をすると、ふるさと納税の**ワンストップ特例制度の適用は受けられません。**

確定申告をして住民税の寄附金税額控除を受ける場合は、必ずこの欄にご記入ください。

[寄附金税額控除欄の記入例]

- ・ふるさと納税分……………3自治体へ計 100,000 円(A)
- ・日赤……………5,000 円(B)
- ・世田谷区にある学校(都条例・区条例該当分)… 20,000 円(C)
- ・千代田区にある学校(都条例のみ該当分)… 10,000 円(D)

都道府県、市区町村 への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
100,000 (A) 円	5,000 (B) 円	30,000(C)+(D) 円	20,000 (C) 円

⑦ 令和6年中に退職所得(所得税が源泉徴収されたものに限る。以下同じ。)のある配偶者又は親族等の退職所得を除いた合計所得金額が48万円以下になる場合には、あなたが住民税の配偶者(特別)控除、扶養控除等を受けることができます。その場合には、令和6年中に退職所得のある配偶者又は扶養親族の氏名・マイナンバー(個人番号)・続柄・生年月日・令和6年分の退職所得を除いた合計所得金額を記入します。

・「障害者」に関する事項

当該配偶者又は親族等が障害者控除(36頁参照)に該当する場合は、該当する箇所に○を記入します。

・「その他」に関する事項

令和6年中に退職所得のある配偶者(同一生計配偶者であって特別障害者である場合に限り)です。

又は扶養親族(特別障害者である場合又は23歳未満である場合に限り)が、あなたの「配偶者控除」、「扶養控除」又は「障害者控除」の対象とならない場合において、住民税の所得金額調整控除(22頁参照)の適用を受ける場合に○を記入します(例えば、あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、特別障害者の配偶者がいる場合で、かつ、その配偶者が同居している両親の一方の控除対象扶養親族となっている場合などが該当します。)

また、これに該当する場合には、マイナンバー(個人番号)の記入は不要です。

・「寡婦・ひとり親」に関する事項

あなたが、次に該当する場合は、該当する欄に○を記入します。

寡婦…令和6年中に退職所得のある扶養親族がいることにより、あなたが寡婦に該当する場合

ひとり親…令和6年中に退職所得のある子がいることにより、あなたがひとり親に該当する場合

⑧ 別居の控除対象配偶者・扶養親族等の住所をご記入ください。

⑨ 所得税で一定の理由に基づき配偶者控除や扶養控除の対象とした方を、住民税で青色事業専従者とする場合、その方の氏名と給与の額をご記入ください。

# ◆世田谷区への寄附金(ふるさと納税)に関するお問い合わせ先

## ふるさと納税の全般的な内容について

世田谷区のホームページ「区へのふるさと納税のご案内」をご覧ください。  
世田谷区ふるさと納税サポート室までお問い合わせください。  
電話 050-3628-2356(平日午前9時～午後5時45分)

- ①児童養護施設等を巣立つ若者などの自立のために  
児童相談支援課  
児童養護施設や里親等のもとを巣立った若者などの自立を支える給付型奨学金、資格等取得支援、家賃支援、医療費支援に役立っています。
- ②子ども・若者基金  
子ども・若者支援課  
子ども・若者や子育てに関する支援等に役立っています。
- ③みどりを守り・増やすために  
みどり政策課  
公園の整備・魅力向上やみどりの普及啓発、特別保護区の保全、羽根木公園の梅林管理など、大切なみどりを守り、ふれあえる場所を増やすことに役立っています。
- ④福祉のために  
保健福祉政策課  
障害者や高齢者等の福祉のための活動支援などに役立っています。
- ⑤市民活動のために  
市民活動推進課  
NPO等が主体的に地域課題や社会的課題の解決を図る取組みの支援に役立っています。
- ⑥文化・芸術振興のために  
文化・国際課  
地域の文化活動への支援や文化施設の改修・改築等に役立っています。
- ⑦姉妹都市等との交流や地域の国際化の推進のために  
文化・国際課  
国際交流・協力、多文化共生を推進する事業等に役立っています。
- ⑧学校教育のために  
教育総務課  
創造性のある人材育成や区立小・中学校の教育環境の整備(校舎等の改築)に役立っています。
- ⑨地球温暖化防止のために  
環境政策課  
温室効果ガスを削減し、気候変動を食い止める施策等に役立っています。
- ⑩スポーツ推進のために  
スポーツ推進課  
スポーツ施設の整備やスポーツ・レクリエーション活動への支援等に役立っています。
- ⑪災害対策のために  
災害対策課  
近年、激甚化・頻発化する自然災害の発生に備え、備蓄などの災害への備えや体制整備、発災後の応急対策や復旧のために役立っています。
- ⑫医療的ケア児とその家族のために  
障害保健福祉課  
医療的ケア児の笑顔を支える取組みの推進に役立っています。
- ⑬新しい区役所の本庁舎等整備のために  
庁舎管理担当課  
築後60年以上が経過した本庁舎等を改築し、区民の生活の支えや交流の拠点となる場所づくりのために役立っています。
- ⑭せたがや動物とともにいきるまちプロジェクト  
世田谷保健所生活保健課  
動物の飼育等に関する講習会・学習会等への補助や、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の補助、多頭飼育崩壊時の緊急対応などに役立っています。
- ⑮区政全般のために  
総務課  
区政全般に役立っています。
- ⑯犯罪被害者等の支援のために  
人権・男女共同参画課  
犯罪被害を受けた方やそのご遺族・ご家族への経済的支援や二次被害防止のための啓発事業などに役立っています。
- ⑰等々力溪谷プロジェクト  
公園緑地課  
等々力溪谷公園内の健全な樹林地の保全・育成等に役立っています。

## ◆世田谷区への寄附(ふるさと納税)の方法

世田谷区HPより、寄附ポータルサイトまたはオンライン手続きフォームにアクセスしてお申し込みください。

その他の寄附(ふるさと納税)の方法については、世田谷区ふるさと納税サポート室(電話:050-3628-2356)までご連絡ください。



世田谷区  
ホームページ

担当：ふるさと納税対策担当課

電話：03-5432-2190 FAX：03-5432-3047

世田谷区民の方が世田谷区にふるさと納税(寄附)をした場合も、税金の控除対象となります。(44～47頁参照)

## ◆事業主の方へ

# eLTAX(エルタックス)を利用した電子申告等について

令和3年1月以降、前々年の税務署に提出すべき源泉徴収票が100枚以上の事業所は、給与支払報告書を、『eLTAX(エルタックス)』(注)または光ディスク等により提出することが義務となりました。また、給与支払報告書等には、本人及び扶養親族のマイナンバー(個人番号)の記入が義務付けられています。

世田谷区では、個人情報保護の観点からも、住民税の申告手続き(給与支払報告書・異動届出書等の提出)と税務署への源泉徴収票提出手続きの軽減を図るためにも、インターネット経由で電子申告ができるeLTAXのご利用を推奨しています。電子申告義務の対象ではない事業所におかれましても、是非eLTAXによる電子申告等をご検討ください。

(注)全国の地方公共団体が共同で運営する地方税ポータルシステム。管理運営は地方税共同機構が行います。

## 1. eLTAXご利用のメリット

- ①インターネットで簡単に手続きができる。
  - ②利用届出は、主な提出先となる地方公共団体1か所だけで済む。
  - ③複数の地方公共団体への申告および税務署への源泉徴収票提出が一度で送信できる。  
※給与・公的年金等支払報告書及び源泉徴収票をeLTAXで提出することにより、給与・公的年金等支払報告書データは区市町村に、源泉徴収票データは税務署に自動的に振り分けて提出されます。
  - ④eLTAX用の無償ソフト(PCdesk)で給与支払報告書が作成できる。  
※PCdeskはeLTAXホームページからダウンロードできます。
  - ⑤市販の税務会計ソフト(eLTAX対応ソフトに限る)で作成したデータを簡単に送信できる。
  - ⑥「特別徴収税額決定通知書」を紙通知より早く、電子データで受け取ることができる。
  - ⑦共通納税システムを利用し、複数の地方公共団体へ手数料無料で一括電子納税ができる。
- 送付事務の軽減・送料削減
- 低コストで導入可能
- 特別徴収事務の迅速化

## 2. eLTAXでご利用可能な手続き

電子申告	給与支払報告
	給与所得者異動届出
	普通徴収から特別徴収への切替申請
	退職所得に係る納入申告、特別徴収票等
	給与所得の源泉徴収票(税務署への提出分)
電子申請	特別徴収義務者の所在地名称変更届出
電子納税	個人住民税(特別徴収分・退職所得分) ※共通納税システムの利用

令和5年10月16日からたばこ税・入湯税の申告・納付・税目共通の手続きが可能になりました。詳しくはeLTAXホームページをご参照ください。

## 3. eLTAXについてのお問い合わせ

### ○eLTAX全般に関するお問い合わせ

(eLTAXの概要、利用手順、操作方法、システム関連等)

#### エルタックスヘルプデスク

・電話番号 (0570) 081459



・受付時間 9:00 ~ 17:00

・休業日 土曜日、日曜日、休祝日、年末年始(12月29日~1月3日)

### ○世田谷区へのeLTAXの利用開始届出(新規)時に「手続き完了通知」のメールが届かない場合

課税課管理係 電話番号 03(5432)2163 FAX 03(5432)3037

### ○eLTAXを利用して世田谷区へ提出した給与支払報告書等の追加・訂正・削除等について

課税課事務調整係 電話番号 03(5432)2166 FAX 管理係と同じ

### ○eLTAXを利用して世田谷区へ提出した給与所得者異動届出書等について

課税課特別徴収係 電話番号 03(5432)2216 FAX 管理係と同じ

# ◆マイナンバー制度

## 1. マイナンバー制度とは

住民票のある方に1人1つのマイナンバー(個人番号)を付番し、活用することにより、国や区などの機関に存在する個人の情報が「同じ人の情報である」と確認できるため、社会保障・税・災害対策・その他の行政分野で、申請時の負担軽減や、行政事務の効率化・迅速化、各種手当等の重複支給の防止等を図ることができるものです。

## 2. 税申告等における主な留意点

### 個人の方…

- 平成29年度(平成28年分)以降の確定申告や特別区民税・都民税の申告の際に、本人及び扶養親族等のマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。
- 給与等の支払を受けた場合、給与支払者等にマイナンバー(個人番号)を提供する必要があります。

### 事業者の方…

- 平成29年度(平成28年分)以降の支払調書等、税務関係の申告書等に、支払を受ける本人及び扶養親族等のマイナンバー(個人番号)を記載する必要があります。併せて、支払者の法人番号または個人番号(個人事業主の方)も記載していただきます。
- 税務関係書類の様式が変更されました。

国税庁のホームページをご確認ください。



窓口等で税申告や各種手続きを行う際には、マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードと本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証(経過措置期間中に限る)、資格確認書等)をご提示いただきます。

※通知カードは令和2年5月に廃止されました。住民票の記載事項と相違ない場合に限り、マイナンバー証明書類として利用できます。

※詳しくは、区のホームページのマイナンバー制度のページをご覧ください。

## 3. お問い合わせ先

- 住民税申告における変更点については…課税課…78頁参照
- マイナンバー制度の一般的なお問い合わせは…マイナンバー総合フリーダイヤル(国)(電話:0120(95)0178)  
…世田谷区マイナンバー制度コールセンター(電話:03(3570)5031)  
…マイナンバー担当課(電話:03(6413)0952)



### マイナンバー制度に便乗した詐欺にご注意を

マイナンバーの通知や利用手続き等で、自治体の職員が口座番号、所得や資産の状況などを聞くことはありません。不審な電話や訪問には応じないでください。

## ◆特殊詐欺などの被害に遭わないために

特殊詐欺には「おれだよ、おれ」、「〇〇だけど」などと、息子や孫を装ったオレオレ詐欺の他にも、還付金詐欺など様々な手口があります。

還付金詐欺とは区役所や税務署等の官公署を名乗り、「還付金があります」「期限が過ぎていますが、銀行で手続きができます」、「お近くのATMについたら、電話してください」等と言って、ATMまで行くよう指示し、電話で指示した操作をさせることでお金をだまし取る手口です。

還付金の手続きは、ATMではできません。ATMへ誘う電話は詐欺です。すぐに電話を切って、最寄りの警察署に連絡してください。



また、警察官を名乗って携帯電話あてに電話をかけてきて、「あなたの口座が犯罪に利用されている」「あなたの携帯電話が犯罪に利用されている」などと言い、更に「あなたは逮捕される」などと不安をあおり、通話のほかにSNSやビデオ通話に誘導して、「口座を調査する」などと捜査名目で、お金を振り込むように要求してだまし取るケースもあります。

偽の警察官が「警察手帳」や「逮捕状」を見せてきたり、振り込みの際にインターネットバンキングを利用させたり、暗号資産取引口座に振り込ませるケースもあります。

特に30代から50代の被害が増加しています。



特殊詐欺は、一度撃退しても、また電話がくることもあります。次のことに気を付けましょう。

- 電話では、相手に対して自分も含め家族の名前等の個人情報と言わない。
- 相手から電話番号を伝えられても、必ず「せたがや便利帳」等で官公署の電話番号かどうか再度確認する。
- 他人には絶対にカードを渡したり暗証番号を教えたりしない。
- 留守番電話機能をセットしておき、相手を確認してから電話に出る。
- 区で無料貸出しをしている自動通話録音機を活用して犯人からの電話を遮断する。



**不審だなと感じたら、  
家族への確認や最寄の警察署へ相談してください。**

### 関係機関

世田谷警察署 03(3418)0110      北沢警察署 03(3324)0110  
玉川警察署 03(3705)0110      成城警察署 03(3482)0110  
世田谷区特殊詐欺相談ホットライン 03-5432-2121(平日9:00-17:00)  
※世田谷区外にお住まいの方は、お住まいの地域の警察署へご相談ください。

# 窓口のご案内

## 区税についてのお問い合わせは・・・

世田谷区役所 第2庁舎（午前8時30分～午後5時まで）

□閉庁日 土曜日・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

所在地：〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号（東急世田谷線松陰神社前駅または世田谷駅より徒歩5分）

課税課（区役所第2庁舎1階 1番・2番窓口） FAX:03(5432)3037

管理係 電話:03(5432)2163	○原動機付自転車(総排気量125ccまたは定格出力1.0kW以下)・小型特殊自動車・ミニカーの登録・廃車に関する事、標識交付証明書・廃車申告受付書の再交付 ○軽自動車税(種別割)の賦課・減免に関する事
課税第1係(世田谷総合支所管内※) 電話:03(5432)2169	○住民税の申告と課税についての相談  ○給与支払報告書の受付
課税第2係(北沢・砧総合支所管内※) 電話:03(5432)2174	
課税第3係(玉川・烏山総合支所管内※) 電話:03(5432)2184	
特別徴収係 電話:03(5432)2216	○特別徴収の異動に関する事

納税課（区役所第2庁舎1階 3番窓口） FAX:03(5432)3012

収納・税証明係 電話:03(5432)2197	○住民税・軽自動車税(種別割)の納付 ○課税・納税証明書の交付(軽自動車税(種別割)含む) ○口座振替に関する事
納税相談係 電話:03(5432)2208	○現年度(令和7年度)分の納税に関する事
徴収担当(世田谷・玉川総合支所管内※) 電話:03(5432)2218 徴収担当(北沢・砧・烏山総合支所管内※) 電話:03(5432)2220 徴収担当(区外に転出された方) 電話:03(5432)2820 徴収担当(特別徴収分) 電話:03(5432)2822	○滞納繰越(令和6年度以前)分の納税に関する事

※各総合支所の担当区域は下の表をご覧ください。(町名は50音順になっています)

世田谷総合支所管内	北沢総合支所管内	玉川総合支所管内	砧総合支所管内	烏山総合支所管内
池尻(1～4丁目32番)、 上馬、経堂、 駒沢(1～2丁目)、 桜、桜丘、三軒茶屋、 下馬、世田谷、 太子堂、弦巻、野沢、 三宿、宮坂、若林	赤堤、池尻(4丁目33 ～39番)、 梅丘、大原、北沢、 豪徳寺、桜上水、代沢、 代田、羽根木、松原	奥沢、尾山台、上野毛、 上用賀、駒沢(3～5丁 目)、駒沢公園、 桜新町、新町、瀬田、 玉川、玉川台、玉川田 園調布、玉堤、等々力、 中町、野毛、東玉川、 深沢、用賀	宇奈根、大蔵、岡本、 鎌田、喜多見、砧、 砧公園、成城、 祖師谷、千歳台、船橋	粕谷、上北沢、 上祖師谷、北烏山、 給田、八幡山、南烏山

## 課税・納税証明書の申請などは、お近くの出張所で・・・

窓 口	電 話	所在地	主な取扱い事務
世田谷総合支所 くみん窓口区民担当★	03(5432)2814	世田谷 4-22-35 (区役所第2庁舎内)	○住民税の課税・納税証明書の交付 ○軽自動車税(種別割)の納税証明書の交付 ○住民税、軽自動車税(種別割)の納付 ○原動機付自転車 (総排気量125ccまたは定格出力1.0kW以下)・小型特殊自動車の登録、廃車、標識交付証明書・廃車申告受付書の再交付 ※土曜日窓口開設の場合は、住民税の課税・納税証明書の交付のみ
北沢総合支所 くみん窓口区民担当★	03(5478)8039	北沢 2-8-18 (北沢タウンホール内)	
玉川総合支所 くみん窓口区民担当★	03(3702)1137	等々力 3-4-1 (玉川総合支所内)	
砧総合支所 くみん窓口区民担当★	03(3482)3861	成城 6-2-1 (砧総合支所内)	
烏山総合支所 くみん窓口区民担当★	03(3326)8290	南烏山 6-22-14 (烏山総合支所内)	
太子堂出張所★	03(3413)1247	太子堂 2-17-1	○住民税の課税・納税証明書の交付 ○住民税・軽自動車税(種別割)の納付
経堂出張所	03(3420)7143	宮坂 1-44-29	
用賀出張所	03(3700)3657	用賀 2-29-22	
二子玉川出張所	03(3707)4946	玉川 4-4-5	
烏山出張所	03(3300)5361	南烏山 6-2-19 (烏山区民センター内)	

### ○平日(月～金)の窓口

<受付時間>午前8時30分～午後5時 <閉庁日>祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

### ○土曜日の窓口(★印は、土曜窓口開設施設です。)

<受付時間>午前9時～午後5時

<閉庁日>第3土曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

住民税の課税証明書・納税証明書の交付のみ(軽自動車税(種別割)納税証明書は除く)

申告していない場合や担当課に確認が必要な場合は交付できません。

※マイナンバーカード専用証明書自動交付機については、61頁をご覧ください。

## せたがやコール・世田谷区ホームページはこちらから…

世田谷区  
お問い合わせセンター  
せたがやコール

電話:03-5432-3333  
FAX:03-5432-3100  
ご利用時間 午前8時から  
午後9時まで  
年中無休

世田谷区ホームページ  
※各種届出用紙のダウンロードも  
こちらから



## 税務署・都税事務所など

### 国税（所得税、たばこ税など）についてのお問い合わせは…

《国税庁ホームページ》



税務署名・所在地	管轄
世田谷税務署 〒154-8523 世田谷区若林4-22-13 世田谷合同庁舎3,4階 電話:03(6758)6900	池尻、上馬、上祖師谷、喜多見、砧、駒沢1~2丁目、桜、桜丘、三軒茶屋、下馬、成城、世田谷、祖師谷、太子堂、弦巻、野沢、三宿、若林
北沢税務署 〒156-8555 世田谷区松原6-13-10 電話:03(3322)3271	赤堤、梅丘、大原、粕谷、上北沢、北烏山、北沢、給田、経堂、豪徳寺、桜上水、代沢、代田、千歳台、八幡山、羽根木、船橋、松原、南烏山、宮坂
玉川税務署 〒158-8601 世田谷区玉川2-1-7 電話:03(3700)4131	宇奈根、大蔵、岡本、奥沢、尾山台、上野毛、上用賀、鎌田、砧公園、駒沢3~5丁目、駒沢公園、桜新町、新町、瀬田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、野毛、東玉川、深沢、用賀

### 都税（固定資産税、不動産取得税など）についてのお問い合わせは…

世田谷都税事務所（窓口開設時間 平日午前8時30分から午後5時まで）

所在地: 〒154-8577 世田谷区若林4-22-13 世田谷合同庁舎5,6階

電話: 03(3413)7111

### 都税（個人事業税、法人事業税、法人都民税）についてのお問い合わせは…

渋谷都税事務所（窓口開設時間 平日午前8時30分から午後5時まで）

所在地: 〒151-8546 渋谷区千駄ヶ谷4-3-15 東京都渋谷合同庁舎4~7階

電話: 03(5422)8780

### 自動車税についてのお問い合わせは…

東京都自動車税コールセンター

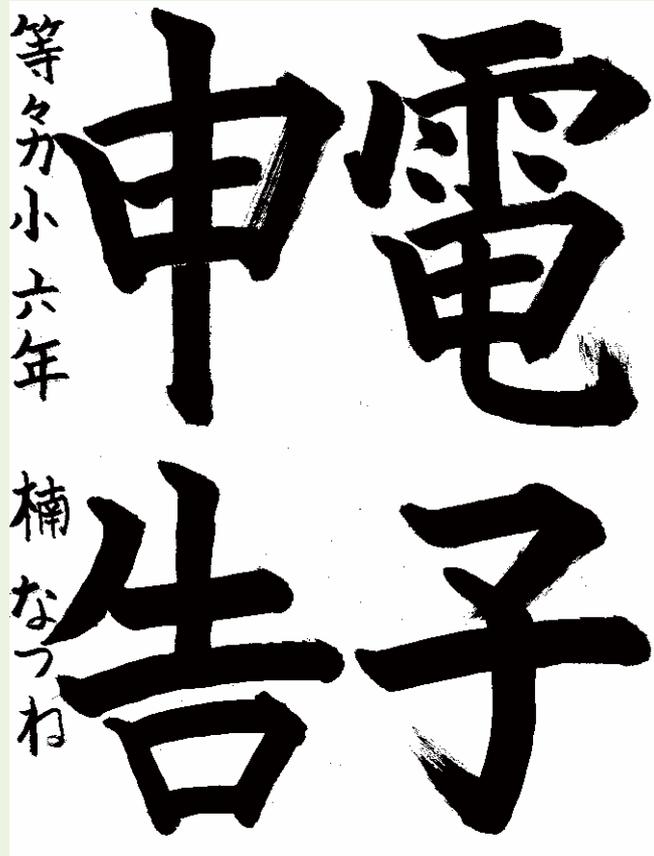
電話: 03(3525)4066 平日午前9時から午後5時まで

一般社団法人 北沢青色申告会



松沢小学校6年  
那知 蒼さん

一般社団法人 玉川青色申告会



等々力小学校6年  
楠 なつねさん

世田谷間税会

## 税金で 知らず知らずの 助け合い

太子堂中学校1年 宮村 祐舞さん

北沢間税会

## 好きなもの 買うだけあなたも 納税者

梅丘中学校3年 渡部 柚音さん

玉川間税会

## 税金は 経済回す エネルギー

東京学芸大学附属世田谷中学校3年 井上 高樹さん



このガイドブックに掲載されている受賞者の学校名・学年は、令和6年度のものです。

公益社団法人 世田谷法人会



松丘小学校6年 八代 奏さん

公益社団法人 北沢法人会



八幡山小学校5年 池畠 未来さん

世田谷  
区長賞

「税に関する絵はがきコンクール」

公益社団法人 玉川法人会



玉堤小学校6年 中藪 桜愛さん



このガイドブックに掲載されている受賞者の学校名・学年は、令和6年度のものです。

中学生の **税** についての **作文**世田谷  
区長賞

弦巻中学校 3年 浅内 湧一郎 さん

**税金のバトンリレー**

僕は陸上のハードル競技をやっている、今年関東大会と全国大会に出場する事になりました。関東大会は今年は東京開催なので、宿泊費や交通費はかかりませんでした。選手達や応援団の飲み物が用意されました。全国大会は福井開催なので、選手と引率の顧問の先生二人分、合計三人分の宿泊費と東京福井間の往復の新幹線代、競技場と宿の送迎バスの手配費用これら全てを世田谷区が負担してくれました。何も深く考えずに費用を負担してもらっていたけれど、これら全てが税金の一部だと気づき、税金のありがたさを感じました。

今まで僕は税金は消費税しか知らず、支払った事がある税金も消費税だけでした。僕が大会で負担してもらった費用は何の税金の一部なのが気になり調べてみました。税金には国税と地方税があり、国税は国の財源を支える為に課せられる税金で所得税、法人税、相続税、消費税などがあります。地方税は地方自治体の財源を支える為に課せられる税金で住民税、固定資産税、自動車税などがあります。この地方税を学校、警察、消防、公園、道路など僕達の生活の身近な事に使っています。今回の大会にかかった費用も地方税から負担されているのだと思います。

普通に生活している中で少し周りに目を向けて見ると、身の回りには税金のおかげで成り立っている事がたくさんある

事に気づきました。舗装された道路、学校の校舎や備品、当たり前に使っている物や受けている恩恵がたくさんある事に驚きました。そして地方自治体によって方針や対応が全く違う事も知りました。例えば全国大会の宿泊費の負担額、医療費や学費、道路や信号機などもその地方自治体によって違います。今回他の区の友達とお互いの区の対応について話す機会があり、夏休みの課題として税の作文があった事から、税金について調べたりする事ができました。

もし税金がなかったら、もし誰も税金を払わなかったら、世の中はどう変わってしまうのだろうかと考えてみました。今とは全く違う世界が思い浮かびました。耐震補強のない亀裂の入った校舎、白線が薄くなっていてデコボコだらけの道路など、治安も悪くなってしまい、安全で生活しやすい社会ではなくなってしまいます。

そうならないためには税金がとても重要で、僕達の生活は税金に守られているのだと感じました。現在の社会を造り上げたのは今まで納められた税金で、これからの社会を造り上げるのはこれから納められる税金です。陸上競技に例えると税金のバトンリレーで、安全で生活のしやすい明るい社会を守り続けて行かなければならないと学びました。

世田谷  
区長賞

船橋希望中学校 3年 藤原 千絵 さん

**税と自然**

「道路のみどり」これは、私の家の近くの横断歩道に書かれている言葉だ。この言葉を初めて読んだのは4歳頃だ。当時、ひらがなも漢字も読めず、母に何と読むのか聞き「これは道路のみどり」と言われた。しかし、当時の私は「横断歩道には、黒い道路に白い線しかないじゃないか。」とその言葉をとても不思議に思ったのを鮮明に覚えている。だが、今になって理解した、この「道路のみどり」というのは、横断歩道の線や道路の色の話ではなく、横断歩道脇にある大きな木や低木などのみどりを指しているということに。私は、そのように考え、今までの記憶を辿ってみた。その看板に目を向けるたび、同じ高さの低木、道路や電線にかからないようにしつつもとても存在感のある大きな木があることに気がついた。この仕事はいったい誰がやっているのだろうか。私はまた、不思議に思った。調べてみると、世田谷区などの市区町村が、木や低木などを定期的に整えるように指示を出していたり、業者の方をお願いをしているということだった。そして、ここで必要になってくるのが税金だった。私はこの時初めて、税金について知った。区民の人が税金を払い、それによって世田谷区が区民のために動いてくれる。このことを知った私は、税金は区と区民を繋ぐとても大切な架け橋になっていると思った。これは最初に私が、税金

に対して抱いた気持ちだった。

そこから、私は税金に興味を持ち、色々調べるのが日課になっていた。そこである記事が目に入った。「自然破壊しておいてカネとる矛盾」という森林環境税に対する記事だった。森林環境税というのは、気候変動の原因である二酸化炭素を吸収する機能のある森林を、健やかな状態で守っていくために作られ、2024年度から一人1000円ずつ払わなければならない税金だ。しかし、急に増税されあまり理解が追いついていなかった人たちははじめとし、「古くなった木でも伐採するのは自然破壊なのに税金まで取られる」という考えを多くの人が持ってしまったのだ。ただ、古くなった木を伐採し、新しい木を植えるというのは、とても重要なことで、古くなった木があることで健康な若い木に日光が当たらず、思うように育たなくなってしまうことがあるからだ。

このように、調べるとどうしてこの税を払うのか、何のために使われているのか出てくる。ただ税金を払うのではなく、この税金を払うことによってどんなメリットがあり、自分の元へかえてくるのか考えて税金を払っていくべきなのではないかと私は、この記事を通して考えた。

私は、最初に税金へ抱いた、税金は区と区民を繋ぐ大切な架け橋になっていることを忘れずに、どうしてこの税金を払っているのかよく考えて、気持ちよく税金を払っていきなと思った。

〔区役所案内図〕



〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区役所 財務部  
 課税課(第2庁舎1階 住民税は1番窓口、軽自動車税(種別割)は2番窓口)  
 納税課(第2庁舎1階 3番窓口)

- 交通 東急世田谷線 松陰神社前駅または世田谷駅各徒歩5分  
 バス「世田谷区民会館」下車すぐ  
 (渋52・反11・等13/渋谷駅・五反田駅・等々力操車所・梅ヶ丘駅～世田谷区民会館)  
 「世田谷区役所入口」下車6分  
 (渋21・22・23・24・26/渋谷駅～上町・用賀駅・祖師ヶ谷大蔵駅・成城学園前駅西口・調布駅南口)  
 「世田谷駅前」下車7分  
 (等11/等々力操車所～桜小学校)  
 ※ 城山分庁舎は、区役所第1庁舎～第3庁舎から、徒歩5分
- 窓口受付時間 午前8時30分～午後5時
- 閉庁日 土曜日・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

区役所案内図は、令和7年5月時点のものです。  
 このガイドブックに記載の事項は、税制改正等により変更となる場合があります。

## 令和7年度版 区税ガイドブック

令和7年6月発行 広報印刷物登録番号No.2382  
 編集・発行 世田谷区財務部課税課・納税課  
 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電 話	課税課管理係	03 (5432) 2163	
	課税第1係	03 (5432) 2169	
	課税第2係	03 (5432) 2174	
	課税第3係	03 (5432) 2184	
	特別徴収係	03 (5432) 2216	
	納税課管理係	03 (5432) 2195	
	F A X	課税課	03 (5432) 3037
		納税課	03 (5432) 3012

区窓口等の詳細は78頁をご覧ください。